

平成26年第1回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第3日目)

平成26年3月10日(月曜日)

午前9時30分開議

第23 一般質問

○出席議員（10名）

1番	小林	一甫	君	2番	佐藤	静基	君
3番	西山	由美子	君	4番	安藤	義昭	君
5番	上原	豊茂	君	6番	橋本	憲治	君
7番	工藤	弘喜	君	8番	河端	芳惠	君
9番	山本	朝英	君	10番	余湖	龍三	君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	菊池	一春	君
副町長	佐藤	明美	君
総務課長	森谷	清和	君
企画財政課長	伊田	彰	君
町民課長	佐藤	純一	君
福祉保健課長	八鍬	光邦	君
農林商工課長	村口	鉄哉	君
建設課長	佐藤	正好	君
上下水道課長	遠藤	琢磨	君
会計管理者	平塚	晴康	君
教育長	林	秀貴	君
管理課長	山内	啓伸	君
社会教育課長	上野	敏夫	君
社会教育課業務監	元谷	隆人	君
幼稚園・保育園・子育て支援 センター事務長・児童センター長	中山	信也	君
図書館長	三好	寿一郎	君
農業委員会事務局長	竹村	治実	君
教育委員長	飯田	洋司	君
監査委員	山田	稔	君
農業委員会長	谷本	茂樹	君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	森谷	勇	君
議会事務局係長	本庄	朋美	君

◎開議の宣告

○議長（橋本憲治君） 皆様、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

なお、福祉保健課渡辺業務監から本日、欠席する旨の報告がありました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりでございます。

◎一般質問

○議長（橋本憲治君） 日程第23、一般質問を行います。

質問は、通告書の順序により発言を許します。

なお、質問は答弁も含め、議会運営委員会から答申されました時間に制限いたしますから、簡潔に質問、答弁されますよう希望いたします。

それでは、一般質問の発言を許します。

7番、工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 7番、工藤です。それでは、質問通告書に従いまして、はじめに町政執行方針について、2点お伺いすることがありますので、よろしく願いいたします。

町政執行方針について、まず、はじめに、町有林森林認証について、お伺いをいたします。

このたびの町政執行方針で、町有林で生産される木材の付加価値を高めるために、町有林の森林認証SGECの申請を行うとありますが、次の項目について、町長に伺います。

まず、1つ目ですが、森林認証SGECとは、どのようなものなのかお伺いをいたします。

2つ目ですが、本町にとって、森林認証の効果はどの程度になるのかお伺いをいたします。

3つ目ですが、森林認証されることによって、町有林の管理や事業経営もこれまで以上のことが求められると考えられますが、その対応は可能なのか。

この3点について、お伺いをいたします。

その次に、2つ目の項目になりますが、2点目です。

「社会教育中期計画」についてであります。

このたびの町政執行方針並びに教育行政執行方針に本町の社会教育の進むべき方向性を定め、まちづくり、人づくりの原動力となる教育的活動のあり方や学習のできる条件整備等を推進するために「社会教育中期計画」を策定すると示されていますが、次の項目について、教育長並びに町長にお伺いをいたします。

まず、1つ目でありましてけれども、このたび「社会教育中期計画」策定に至った要因は何なのかを伺います。

2つ目ですが、計画の内容は、どのようなものになると考えているのか。

3つ目ですが、計画策定は、どのような手順で行うのか。

以上、大きな項目2つになりますけれども、町長並びに教育長の見解をお伺いしたいと

思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「町政執行方針」について、大きく2点のお尋ねをいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、大きな1点目の町有林、森林認証について、お答えいたします。

はじめに「森林認証」とは、どのようなものかというお尋ねについてであります。本町が申請しますのは、森林認証制度の中のSGECC^{エスジェック}認証制度と言い、持続可能な森林経営の基準と照らし、所有者が森林の適切な管理が行われているか審査し、「緑の循環」認証会議が認証する制度であります。

また、この制度は、海外を中心に多くの森林認証制度が構築されてきましたが、人工林が多い日本では、森林環境保全、国産材利用の推進のため、森林認証制度を策定しようと平成15年6月に「緑の循環」認証会議が創設されました。

認証を受けた森林の所有者や管理者は、森林管理が向上し、自然環境の保全と良質な木材生産が両立され、健全な森林の育成が継続的に行われるものでございます。

次に、本町にとって森林認証の効果はどの程度あるのかのお尋ねであります。認証森林から産出された木材を生産することで、森林の保全に貢献し、環境的にも配慮した森林経営者として評価を受けることになります。

また、その森林で産出された林産物が優良な製品であるということの社会的認知を利用者にアピールすることにもなります。

さらに、認証森林から産出される林産物に認証マークを貼付することは、差別化が図られ、環境にも配慮された商品として、利用者から選ばれることが、より期待されるとともに、森林管理者の意識改革と森林情報管理、説明責任能力、経営感覚がほかよりも確立されている事業体として評価されます。この森林認証は、オホーツク管内に根差した取得を目指し、関係自治体や林業業界が連携し、オホーツクブランド確立のため、森林認証の取得に取り組んでいる状況でありますし、すでに、道有林は認証を取得し、国有林につきましても、申請の段階にあります。また、近隣では、置戸町、美幌町が既に取得済みでありますし、津別町も現在申請中と聞いておりますので、本町につきましても、地域の取り組みに協力し、26年度中の取得を目指し、申請を行うことを考えております。

次に「森林認証されることによって、町有林の管理や事業経営についても、これまで以上のことが求められますが、その対応は可能なのか」とのお尋ねであります。本町が森林認証における認定事業体となれば、取得後の27年度以降も森林認証の取得費用として、毎年の委託費と再取得の費用が発生することになります。

町有林の管理面では、大面積の皆伐はなるべく避け、伐採箇所が隣接する場合には、十分な保護樹林帯を設けるなど、伐採量にある程度の制約が課せられるなど、多少の影響は出てくるものと思われませんが、森林管理レベルの向上や林産物の改善に役立つほか、既に取得されています置戸町、新生紀森林組合、オホーツク総合振興局東部森林室からの技術指導・助言を受けるなどの適切な対応が可能であると考えているところでありますし、森林経営においても、経済性や社会性に配慮しながら、町民に信頼される町有林の管理を目指し、より適切な森林管理を行いたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 続きまして、大きな2点目の「社会教育中期計画」について、3点のお尋ねをいただきましたので、お答えをいたします。

1点目の「社会教育中期計画策定に至った要因は何か」とのお尋ねですが、本町における社会教育の基本計画としては、過去に平成5年度から平成14年度までの「訓子府町生涯学習推進計画」、平成15年度から平成19年度までの「第2次訓子府町生涯学習推進計画」を策定し、それらに基づき教育環境などの諸条件の整備充実や支援を図ってまいりました。

その後、中長期的な計画策定は行わず、単年度もしくは数年先を見込んだ事業計画を策定し、社会教育におけるさまざまな課題解決のための基本的な施策を実施してきたところでございます。

しかし、少子高齢化や高度情報化など、新しい時代の変化に伴い計画的に社会教育を推進する必要があることや、生涯学習社会において社会教育が今後果たすべき役割の重要性を鑑み、これからの社会教育活動の方向性を明確にするために「社会教育中期計画」の策定を行うことにしたものです。

「生涯学習推進計画」から「社会教育中期計画」に変更した理由につきましては、学校教育も含めた学習・教育活動の相対的な「生涯学習推進計画」ではなく、今一度、社会教育についてしっかりと見つめ直し、生涯学習の視点を踏まえた社会教育計画として再構築を図るものでございます。

次に、2点目の「計画の内容はどのようなものになると考えているか」とのお尋ねにつきましては、「訓子府町民憲章」が目指すまちづくり、「訓子府町教育目標」が目指す人づくりの実現に向けて、社会教育においても少子高齢化や現代的な課題、まちづくりなどに対応するための学習・教育活動に対する諸条件の整備や支援を行うために、平成27年度から平成31年度までの5カ年の中期的な計画を策定するものでございます。

町民が豊かな人生や社会生活を送るために、地域に根差したさまざまな学びや学び合いが、ひとづくり・仲間づくり・まちづくりにつながり、地域や生活などの課題解決が図られるような社会教育計画づくりができればと考えております。

次に、3点目の「計画策定はどのような手順で行うのか」というお尋ねですが、住民の代表でもある社会教育委員会を中心とした社会教育中期計画策定委員会を組織して計画策定の議論を重ね検討し、来年2月を目途に計画を策定する予定であります。

具体的な手順としましては、第2次生涯学習推進計画の評価・進捗状況調査、住民へのアンケート調査、各種団体・機関等への聞き取り調査などを行い、さまざまな方々からの意見や要望を取りまとめ、より実効性のある計画としたいと考えております。

以上、お尋ねのありました3点につきまして、お答えいたしましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） それでは、最初の森林認証について、何点か質問させていただきたいと思いますが、答弁の中でもそれぞれ詳しく述べられていますので、その中で、この件について、ちょっと気になっている点だけをまず先にお聞きしたいのですが、やはりこの森林認証の問題につきましては、26年度の予算でもこのために170万円ほどの予算

を組んで、これに対する取り組みを進めるということになってはいますが、やはり問題は効果、本町にとってこの効果をどう出していくのかということが、やはり1つ大きな意味を持つことになっていくのかなというふうに思っているところです。そのためには、森林認証を取ること自体について、否定的な考えは私は持っておりませんが、やはり、やる以上は、費用をかける以上は、やはりそれに伴う効果というのをどのようなかたちで求めていくのかというところをしっかりとらえていかないと、なかなか理解も得られないのかなというふうに考えているところなんです。まず、1つ目は、そのためには、このSGEC^{エスジェック}というんですか、この認証制度の基準を、認証基準を満たすためには、やはりそれなりの森林の管理といいますか、これがやはり非常に求められてきて、はじめて認証になるということになるというふうに私は思うんですが、例えば、若干の資料なんかで調べてみましても、やはりこの「緑の循環」ということでいきますと、森林認証に対する7つの基準のようなものが書かれておまして、非常にただ従来のようなかたちで森林を管理しているだけでは、済まなくなってくるんじゃないかなというふうに思っています。そういうことが果たして本町にとって、特に町有林の問題、町有林でいけば約1,280町近くあるんでありますけれども、この管理が果たして、その対応が、先ほどの答弁の中では、いわゆる何ていうのか、総合振興局東部森林室からの指導等々も含めてということになってはいますが、果たして大丈夫なのかどうか、この点について、ひとつ伺いたいということと、もう1点、先ほどの答弁の中にもありましたけれども、平成27年度以降も取得の費用として、一定程度の費用が発生するということがありますので、この点についても、いずれの時点まで費用が発生するのか、この点についても若干わかっている範囲といいますか、現時点でどのようにとらえておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 答弁に入る2点のこの前に、このSGEC^{エスジェック}認証に至る経過というよりも思いを少し話をさせていただきたいと思えます。

実は、私が町長になってから東部森林室や、あるいは紋別地方、あるいは隣の置戸、美幌から、もうこの辺で認証を受けていないのは、北見と訓子府だけだと。ぜひオホーツクとしてのブランド化を進めていくために、森林認証をぜひ受けてほしいと要請がございました。私自身は認証制度そのものは反対ではないけれども、1つは、道有林が認証もやっていないという、指導機関がもっている道有林が認証をまだ受けていないじゃないか、もちろん国有林もそうでありますけれども、それから、私どもの町でいいますと町有林もさることながら民有林の認証も受けていない。その点でいくと山を持っている方々が行政に対してもっと認証を含めて、認証制度を認定することによって木材の付加価値を高めてほしいという要請がやはり民有林を持っている人たちから声が上がってくるということが大事なことではないのかというこの2点をもって私は当面は入らないという話をしてまいりました。しかも美幌町はもう1つの国際認証のほうに入っておりますし、置戸町は国内の道内認証ということでございますから、どちらを選択するかということもございましたけれども、最終的にこれから昨年来、ゆめゆめ館や、これから進もうとしている認定こども園のことを考えて、私どもは山を持っている方、森林に対する元気付けが行政が必要なんではないのかということで1つは決断をしてきた。その点でいくとまずは私どもが工藤議員もお話がありましたように、1,280haの町有林を持っている行政が認証制度に加入

しながら、森林の管理、それらについて、先頭的な先進的な役割を担うということも大事な時期にもう来ているのではないのかということで、私自身は26年度に認証の手続きに入るといふことで、予算措置をお願いしているところでございます。議員もご指摘のとおり基準には「緑の循環」の7つの基準がございます。ご存じのとおり認証対象森林の明示と管理の方針の確定が必要になりますし、その点でいくと森林の管理状況の帳簿類の整理や、あるいは見直し、管理レベルの向上ということが求められますし、基準の2でいいますと生物多様性の保全でございますから、森林の豊かさをどうやって保っていくのか。また、町有林の中の動植物これらの、あるいは微生物に至るまでの環境をどのようなかたちで位置付けていくのか等々含めていくと土壌や、あるいは生態系の問題や持続的な森林経営をどうするのか、あるいは社会経済的便益の維持及び増進をどう考えていくのかというように求められているということですから、それに私どもの町有林が果たして応えられるかどうか、これはまだやってみなければわからないというところがありますけれども、少なからず、この認証機関の森林組合の連合会や、あるいは学者も研究者も入るようでございますので、これらを通じて私どもの町有林が一層レベルの高い安定的な森林に育成されていくような状況を自らもつくっていくという状況も大事なのではないのかというふうに私自身は考えておりますので、この点をご理解をいただきたいと思っております。

さらに、2点目でございます。

今回の平成26年度予算で170万円の予算を計上させていただきました。今の予定、考えられることでみますと毎年のこれは見込みでございますけど、調査委託等々で毎年20万円ずつぐらいのお金がこれからかかってまいります。

さらに、5年に一度の見直しがございますから、更新の年度として調査委託が、またさらに平成30年度には150万円ほど、これはあくまでも予定でございますけれども、トータルでしますと、この5年間に平成26年から30年の間に380万円ほど、およそ400万円ぐらいの予算がかかってくるのではないかと考えていますので、これらを通じて私どもの町有林の森林のレベルアップと同時に管内的なブランドづくりとして、私どもの町の木材が全国的に信用を得ながらブランド化を図っていくということの一翼を担っていきたくて考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜。

○7番（工藤弘喜君） 今、答弁の中にもありましたけれども、ひとつは町有林、道有林もそういうかたちで認証を受けているのは聞いていましたし、町有林もこういったかたちで取り組みを進めるということについては、いわゆる緑の循環といいますか、森が果たす役割も含めての意識付けにもなりますし、歓迎するところなんですけど、もう一方で本町の場合においても、先ほどもお答えの中に、その言葉がありましたけれども、民有林の問題もやはり、民有林を認証制度の中にとということではありませんけれども、町有林がこういったかたちで認証制度を得ながら、いわゆる管内的なブランドで立ち上げていく。そして同時にその地域の保全も含めてということではありますが、本町の民有林も約2千町ほどあると思います。2千町を超えるかもしれません。その中で山を持っている人の中には、やはり日々何て言うのか、積極的に山を管理している人たちもおられるんですね。そういう中で、そういう人たちにおいても、この問題、町有林の森林認証の問題が町有林だけの問題としてじゃなくて、民有林のそういう山持ちの人たちに対しても理解をしてもらいなが

ら、あるいは協力もしてもらいながらやらなければいけないことというのは、あるのか、ないのか、その辺についての考え方をちょっとお聞きしたいんですが、なぜかと言いますと先ほど7つの基準の中では、生物多様性の問題まで町長お話をされましたけれども、この山を守るということは、例えば、土壌及び水資源の保全とか維持、あるいは森林生態系の生産力とか健全性の維持、それから、持続的森林経営のための法的、制度的な枠組みをどうするかという問題、それから社会的、経済的便益の維持とか増進をどうするか。そういったところも含めて、最初に町長が1つ、2つ、この基準をおっしゃいましたので、そのことも含めて、やはり町有林だけでは、なかなか効果を出しきれないものがあるとするのであれば、やはり山というのは、民有林との地続きの問題もありますし、さまざまなトータルで見た時には、やはり認証を受けるとか、どうかということは別にしましても、やはり積極的に山で管理をしながら、その材を販売しながらという人たちに対しても、何ていうんですか、理解をもらわないとまずい面が出てこないのかどうかということも考えますと、その辺についての今後の考え方等をお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 先ほどの答弁でも申し上げましたとおり町有林が民有林に先駆けてやることの良い面と悪い面というのは、私はあるような感じがしております。ただ、ずっと管内的な状況をみていますと、やはり町有林が民有林のある意味でのリーダー的なイニシヤティブを図っていくということも極めて大事なんではないかという意味で決断をさせていただいたということが1つございます。当然この認証の基準の中には、先ほどの環境の問題も出ていましたけれども、広く町民に森林についての理解をいただくということも当然のこととして活動に上げられているところでございますので、山をお持ちの方々に対するそういった広報活動や、あるいは理解も含めて、私はやっていかなければならないのではないのかというふうに思えてなりません。もう1つ、この認証と関連して私の頭の中には、かなり乱暴な物言いをしてきましたけれども、新生紀森林組合の加工場の建設にあたって、総会等でも皆さん方の抛出もいただきながら行政も一体になって、山の持っている方たちの機能、皆伐やいろいろな製材化、製品化も含めて元気を出してもらいたいということを訴え続けてまいりました。おかげさまで4月8日、3億5千万円ほど予算を投入して置戸町と一緒にタッグを組みながら、この加工場が完成するというところで、先週ちょっと見てまいりましたけれども、かなり従来の工場とは違って、大体、直径40cmぐらいの木材までひけるようになったということでございますので、ある意味では、こういったことも一緒にやりながら森を、あるいは山を育成していくことを大事にしていくという環境を醸成していかなければならないというふうに考えていますし、ただ理論だけではなくて実践的にもこういったことで木材を売って、そして、ある程度それが利益になっていく、そしてまた、山に植林をしながら山をつくっていくというものの循環を改めて、かつて、そうだったように、昭和40年代にかけて、森林の木材の自由化になったことによって全国の森林を山を持っている方が大変な状況で苦しんできている。これは姉妹町の津野町にしてもヒノキはもうガタガタ、スギもガタガタだという状況の中で私どもも津野町のヒノキを使わせていただきながら、津野町にもエールを送る、また逆のこれからは山や森林を見直していくということの環境醸成は、これは町有林にとどまっていけないと

いうふうに私自身は考えておりますので、この点についてもご理解をいただきたいと思
います。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） この点についてもあと1点だけ質問することになりますが、こ
のように、いわゆる森林の保全等が、この認証のためには非常に大事になるというこ
と、もう1つ、いかに使ってもらおうかということの取り組みというのも非常に大事にな
のかなというふうに思っております。例えば、先ほどの答弁にもあったように、美幌だ
とか津別もこういうかたちになっています。隣の置戸も、この間、新生紀の工場の視察に行
かせていただいた時にも、そこにはやはり、こういうマークで入っているんだと、その
集成材なんかでつくった工場なので、そういう話も説明された人のお話を聞きながら、訓
子府もこういう認証を受けるんだよねなんて話もしていたところなんです、問題は今度
こういう材を認証を受けた材をやはりどう使ってもらおうかということが非常に大事にな
ってくるのかな。先ほどの答弁の中でも管内的なブランドとしてということで、管内一体と
して、このオホーツク管内としての森林、いわゆる材を売り込むということになるんで
いかなというふうには思うのですが、一方でやはり訓子府としての訓子府の材そのもの
価値とどうみてもこの認証の問題でいくともうちょっとこの大きな山に対する取り組
み、あるいは森林に対する取り組みのそういう姿勢というか、哲学というものが非常に求
められていて、それがいわゆる1つの売りになるというか、いわゆる使ってもらおうための
大きな要素になっていくのかなというふうに私は思っていますので、そういった点から考
えますと、そこら辺のどうやって使ってもらおうかという、そういうもののアピールをど
のように考えておられるのか。

もう1つ、さらに突っ込んで言えば、例えば、前の質問でも、前回になるのか、前々回
になるのか、再生エネルギーの問題のことにちょっとかかわるんでありますけども、当然
こういうふうには、いわゆる皆伐なり、間伐なり、そういうかたちでいきますと林地残材と
いうのが出てきますし、そういったトータルで含めて、木質バイオマスも含めた、そうい
うものに取り組んでいくんだというふうな、そういう大きな視点の中で、これは今すぐで
きるものではないんですが、やはりそういう目標を持った中で、訓子府は森林、いわゆる
緑の循環というものを考えているんだというような取り組みも、もしかしたら大きな要素
になっていくのかなと思いますが、そういった点も含めて、どうやって訓子府らしさを訴
えていくのか。もし、そういう考え方がありましたらお聞きしたいと思います。いかがで
しょうか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） まさに地域循環型の森林運用といいましょうか、そういったこと
というのは極めて大事だということは、まったくそのとおりであります。私どもと同じよ
うな小国でございますヨーロッパのオーストリアの実践をみても、それから高知県のおおとよ
町の森林がもう圧倒的に多い地域において、スギ材を循環してエネルギー化を図っていく
等々の取り組みが全国でたくさん起きていますし、近隣で申しますと足寄町やいろいろな
ところで、そういった活動が動いております。我が町が果たしてそこまでできるかどうか
ということは、私自身は基本的な考え方として賛同するものですが、まずは、この
認証制度を通じながら、こういった材の販売について、積極的に考えていかなければいけ

ないなというふうに思っています。と申しますのは、うちの町が森林認証にためらっていたもう1つの原因として認証は取ったけども売れるかという問題があります。しかも高く売れるか。これがやっぱり大事な問題だと。これは北海道にもずいぶん私自身もいってまいりました。先般も北海道庁の林務局長の森田さんという方ですけどもお話をして、これからやはりそういう考え方というのは、認証は取ったけれども、さっぱり販路に結び付いていかないとか、高い評価を得られないということではだめなんじゃないだろうかというお話をしているところでございます。これは道庁も含めて私どももオホーツク一体になった、こういった販路の販売拡大なんかも積極的に私はその一翼を担う時期に来ているのではないかと思いますので、この点もご理解をいただきたいと思います。本町の森林のエネルギーが端材やいろいろなものを利用をしながら、例えば、チップ材として、今回の幼保一体化施設の中で補助暖房として使えないかということも私どもの中で検討してきた経緯がございます。しかし、バックヤード等の不足や機械の搬入やら、いろいろな課題が多すぎて、なかなかまだそこまで踏み切れないという問題があります。それからペレットの問題も含めて検討しました。これはストーブ等々もずいぶん改良されていますけれども、隣町の津別町やいろいろなところでペレットを生産しているという段階でうちがそれだけの初期投資をかけてやる意味が今の段階で決断できるかどうかということも含めて、まだスタートをきれないというのが実態でございますので、今回の認定保育園については、地中熱のほうの自然エネルギーを何とか活用していきたいということも考えておりますので、私どもの職員の中での頭の中では先般の^ネ^ドNE DOと一緒に協力させていただいた玉ねぎの皮やいろいろなことも含めて試行錯誤しておりますけども、当面はまだわかりましたということで、やりましょうというところまでは踏み切れていないということも実態でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） はい、わかりました。いずれにしましても私の一番言いたかったのは、1つは、やはりこういうことを本当に認証の効果を発揮していくためには、もちろん町内のいろいろな取り組み、意識改革も含めて必要だということと同時に、緑の循環ということになっていきますと、やはり相当スケールがでかい問題、先に向けてのエネルギーの問題も含めてということになれば、これは当然、町だけのものではやっていけない仕組みもあるというのが実態だと思うのです。そういった意味も含めて道なり国の支援、先をみた支援というのもやはり同時になければ、この認証というのは、やはりそこだけにとどまって大きな広がりが見えてこないのかなというふうにも、本当に意味のあるものになっていかないのかなというふうにも思いますので、ぜひそういった観点からも町長には、さまざまところで議論をおこしていただきたいというふうに思っています。

それでは、次の問題に移りたいと思います。

社会教育の中期計画の問題ですが、これについても何点か再質問をいたしたいと思えます。先ほども答弁の中で詳しく答弁いただいているんでありますけれども、1つは、今回、社会教育中期計画策定に至った要因というのをお聞きしたんですが、その中では、これまで生涯学習推進計画並びに第2次生涯学習推進計画を策定してきているということがありましたが、私がちょっと社会教育の中で、古い話なんですけど、昭和51年にこういう冊子で訓子府町社会教育計画というものをつくっているのを、何かこれ昭和51

年というのは、自分自身に振り返った時にも、ちょうど訓青協の私が青年団にちょうど全盛期みたいな時で、いわゆる変遷から躍進へという青協30周年の記念誌をつくっていた時なんです。その時にこの社会教育計画というのが出されていて、その表には、結構こうアピール性のあるものが出ていたんですね。豊かな心と強いからだを育む社会教育の創造、そして誰でもいつでもどこでも学べる体制づくりを目指してというかたちで、こういうアピールをしながら、こういう計画書が出て、その中に中期計画も5年の計画も載っていますけども、こういったものが出されているというふうには、どこか頭の中であってそれで今回この問題が出てきてあれよと思ってちょっと調べてみたんですが、こういう計画の出された昭和51年の時点でも、やっぱり世の中の大きな変わり目といたしますか、私が青年団の時にいろいろな思いも皆で共有しながら、どうやってこの時代を生きていこうかみたいなのがあったんですが、それから過去、あれから数えて24、5年、約四半世紀たつんですが、その間の社会教育として、どうだったのか、過去を振り返ってどのようにとらえてきたのか。そして、そこにはどういう課題があったのかということとどうとらえているのかというふうに、ちょっと先にお聞きしたいなと思うんですが、それが1点です。

それともう1つ、先ほど、生涯学習推進計画についての1次と2次の見直しのようなかたちでの策定はしているんですが、このようなかたちでの昭和51年のようなこれはあれからは出ていないということととらえていいのか。それだけちょっと確認していきたくて思いますが、よろしくお願いします。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 今、昭和51年の工藤議員がお持ちの社会教育計画が出されて、その後20数年たっているけど、社会教育としての変遷というか、その辺のとらえ方が教育委員会として、町として、どういうことかというご質問かと思えますけど、確かに昭和51年の中で世の中がやはり景気が上向きの中で非常に人もいろいろな趣味とか、そういうところも含めて、社会全体がやはりそういう趣味とかというところで、皆がそういうところへ求める時代の中で、その中で昭和51年にそういうかたちの計画ができたんだと思います。ただ、今、振り返りますと、今の世の中で言いますと昭和50年時代でいけば、仲間づくりとか人づくりの中で非常に盛んな活動が本町の中でも置かれた状況でございましたけど、今の時代でいきますと、どちらかと言えば団体での活動より個の活動がというところで社会的には個の活動が見直されているというか、個々の活動が中心になっているような状況でございまして、そのような中でいきますと確かに価値観が変わってきて世代間の意識の違いだとか、地域間のつながりがなくなっているところが今の現状だと思えます。その中でいきますと20数年たちながら、その時代の変遷の中で、うちの教育的な時代ニーズをとらえながら今やってきたということは事実だと思います。ただ、今一度、社会教育中期計画を見直すという中の目的としましては、先ほど申し上げたように、やはりつながりという部分が非常に希薄になってきているということで、それと町民が求めているものが非常に多様化しているということ、その辺も踏まえながら今一度計画は生涯学習推進計画から5年ほどたっておりますけど、より実効性のある計画とするために、やはり中期的な5年間の計画を策定するために、先ほど申し上げましたようにアンケート調査なり、各団体からいろいろなご意見をいただきながら、より実効性のある計画に

してまいりたいと思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 今の答弁の中でも取り組む気持ち、思いは十分伝わってきますのでわかりますが、1つはやはり、いつの時代も、単に青年教育だけではなくて生涯学習推進計画というか、そういうトータルでのやはり社会教育という部分で考えますと、大きくは、その時代時代のいろいろな流れの中で揺れ動いている中でさまざまなものがその地方なり、こういう小さなところで住んでいる人たちにいろいろなかたちで、いろいろな問題がかぶさってきて、そこでいろいろな悩みも含めて起きてきているのが、実情としてあるんだなというふうには思うんですが、それをどう乗り越えて解決していくのかということからいけば、社会教育の果たす役割というのは、トータルで非常に大きな力になっていくのではないかなというふうには思うところです。そういう意味で、これは今回こういう問題が提起されたのは非常にタイムリーというか、時期がよかったなというふうにあえて、本当はもう少し早くてもよかったのかなというふうには思っていたところですけども正直そういうふうには思います。先ほどその手順というか、その中でちょっといろいろ答弁の中にも、さまざまな人たち、分野の人たちの意見も聞きながらアンケートもということがありましたけれども、さまざまな人たち、町民がこの計画の中にどう参画していくのかということが、これがさらに実行性のある計画になるかどうかの大きな分かれ目にもなっていくのかなというふうには思います。そういうことからいきますともう1つ、ぜひその中で考えていらっしゃるのかもしれないかもしれませんが、ぜひお願いしたいというのは、やはり本町においても、これからのことを考えますと当然高齢者の問題があります。それは社会教育というよりも生涯学習としての、あるいは、そこには社会体育も含めた皆さん方の要求も含めたものをどうそこに反映させるかという問題ともう1つ、おそらくはずして欲しくないのは、心身に障がいを持っている人たちのこれからのありようをどうするのか、地域としてどう考えていくのかという、いわゆる我々も町民みんなの一体のものとしてとらえていく姿勢というのがやはりこの社会教育の推進計画の中に十分反映されたものでなければならぬかなというふうには思っています。私は、社会教育というのは、それぞれの町民、あるいは住民の主体的と言ったらちょっと言葉が難しいんですけども、それぞれ自らがその問題にどう立ち向っていくのか、どういうふう to それをとらえていくのかという、そういう力をつける場でもあるということからいきますと、当然そういう諸課題の解決のためには、上からただこうしますよ、ああしますよ、こうしてくださいと言われるよりも主体的な力をどう引き出すことになるのかというのが、社会教育の大きな働きだと思いますので、役割だと思いますので、そういったことも含めて、今、本町にとっては、障がいを持っておられる方のそういう問題も含めて社会教育の中で、何て言うのですか、計画の中に十分、そこには当然、社会体育も含めて、その分野でもどうそこにかかわっていくのか、あるいは生涯学習というか、レクリエーション的なことも含めて、トータルでそのかわりを皆で理解し合うというか、そういう統一的なものというのは必要になるんじゃないかなと思いますけども、その辺の考え方について、どのように思われますか。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 議員がおっしゃるまさにそのとおりだと私も思っています。私自身もそういう学習計画を立てる上では、やはり教育的な観点で言いますと人づくりが一

番大事だったと、そういう意味では、時間と組織の中で手間と暇をかけながら人づくりを行っていくというのが教育の役割だと思っているところでございます。先ほど申し上げたように幅広い世代、もしくはその立場の人の意見を伺いながら、より実効性のある計画を立てていきたいと思っております。それで、学校教育と社会教育もつなげながら、それと他の分野、福祉や子育て、障がい、その辺も含めて、より多くの方々からご意見を伺いながら、計画の策定委員は社会教育委員を中心として、今考えていますけど、そのほかにも数名、それらの方々の代表者も含めて、その中で論議していきたいと思っております。いずれにしても私自身はより実効性のある計画にしたいと思っておりますので、その辺をご理解いただきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） ぜひそういった方向で、大変でしょうけれどもがんばっていただきたいというふうに思います。51年の時のこの計画策定については、諮問のようなかたちで教育長からお願いがあって、そういう策定委員の中には18名の委員の方で構成され、それで小学校の先生、訓子府小、居武士小、それから中学校、あるいは高校、あるいは青年団体連絡協議会の会長だとか、あるいはレク協会、あるいは体育協会、あるいはPTAの会長だとか、子ども会育成会だとか、農協の組合員相談室の人も入っているんですが、農協も入っているという中で、商工青年部も入っていますし、そういった方々18名で多角的に議論されて、そして、その中では3つの研究部というか、そういう中で部門別にいろいろな議論もされているというふうな中身になっていまして、けっこう51年のやつを見ましても中身の濃いものかなというふうには思っていました。そういう中でぜひ今回もやはり多様なかたちで、そういう人たちの意見を聞きながら実効性のあるものにしていただきたいというのと同時に、少し長いスタンスというか、計画のための計画でなくて、やはり教育というのは、先ほどの森と同じように時間のかかるものだから、あまり急ぐことはないなと思っておりますけれども、確実な歩みでもって進めていただきたいと思っております。

時間もありませんので、最後に町長に一言だけこの問題について聞きたいんですが、思いを聞いていきたいんですが、私もちょっと記憶にある平成2年、1990年でしたか、社会教育研究全国集会というのが知床であって、私も参加した経験があるんですが、その中で今の町長も積極的な役割を果たしておられたように私は思うのですが、その中でやはりあいつたようにメッセージ性の高い、いわゆる訴える部分、この計画といいながらも社会教育は、やはり相手の心にどう響くようなかたちでつくっていくのか、あたるのかというのは非常に大切になるのかと思っています。あの当時のメッセージというか、伝わってきたものとしては、全国集会だったんですが、いわゆるあの時は「大地に根を張る社会教育がくらしと仕事を考え地域をつくる」という大きな1つのテーマ、もう1つが「大地に根を張る社会教育、そして生涯学習の創造を目指して」という、そういうふうな大きなテーマをどんどこ、いわゆるメッセージ性をやはり持つということが非常に大切なかなというふうに思います。そういった意味で、町長は社会教育に長年携わってきたものとして、今回の改訂にあたっての思いがありましたら、端的に、長くならない程度によろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 緑の社会教育計画を見せられたらドキッとしました。自分がまさに中心にかかわっていた時代の社会教育計画です。今言ったメッセージ性の問題もさることながら、1つはやはり時代が大きくこの30年の間に変わってきている。公民館、図書館、博物館に代わる郷土資料室も含めて、施設が整備されてきたということが多くの状況であります。そして、専門職員が適切に配置されてきた。本町については、専任の職員を配置してきたということが、これが大きく変わってきているところでもあります。そのありようも含めてこれからどうなのかということもそうであります。それから、団体で言いますともう子ども会も風前のともしびと言ったら怒られますけれども、ともしびでないでしょうか、青年団も150人いた人間から今は30人しかいない。そしてもっと言いますと婦人会はない。そして、高齢者のほうにしても非常に厳しい状況の団体運営というのがされている中でどうするのか。さらにまたもっといいますとTPPの問題や生産や暮らしの問題でいきますと、これから農業は大きく変わろうとしている。そして商工業も衰退の状況の中で学習を通じてどういうかたちで学びを通じて一人ひとりを主権者として育てていくのかというアピール性を私は今、大胆に打ち出さなければならない時だというふうに思っています。それは教育という専門的な分野だけではなくて、行政全体、地域の暮らしや生活や生産の問題も含めて大々的にやはり今社会教育の真価が問われている時代にこの計画が出てくるということですから、私はともすると生涯学習推進計画にずっと流れてきていましたけども、改めて20数年ぶりに社会教育計画を立てようという職員の意気込みと結果を期待したいと思っていますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） それでは、次の質問に移りたいと思います。

「公共工事設計労務単価」の見直しについてであります。

国土交通省は、今年（2014年）2月から「公共工事設計労務単価」を昨年4月に引き続いて引き上げました。昨年4月の改定では、社会保険料本人負担分を上乗せしたことにより、平均17.5%の引き上げとなり、今回は、さらに平均7.5%の引き上げとなりました。

この件に関して、次の項目について、町長の考えを伺います。

- 1、一連の「労務単価」見直しについて、どのような見解を持っているか。
- 2、入札における予定価格に労務単価引き上げ分は適切に反映されているのか。
- 3、本町の昨年4月以降の見直しに伴う調査は必要ではないか。

以上、3点です。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 時間がありませんので、早口になることをお許しいただきたいと思っております。

ただいま、公共工事設計労務単価の見直しについて、3点のお尋ねをいただきましたのでお答えをいたします。

まず、1点目の「一連の労務単価見直しについての見解」についてであります。平成25年度の公共工事設計労務単価が大幅に引き上げられた背景としましては、近年の公共事業の大幅な減少に伴い著しく低価格な受注が増加し、そのしわ寄せが労働者の賃金低下をもたらしたことにより、結果として技能労働者の減少や就労条件に影響し、円滑な施工

への支障や工事品質への悪影響が生じかねないという認識のもとに取り組まれたものと理解しております。

町としましては、この取り組みが技能労働者の適切な賃金水準の確保や社会保険への加入の徹底を図ろうとするものであることと、国においては、公共・民間発注者及び建設業関係団体に対して協力要請もしておりますので、施策としては一定の評価をしているところ です。

しかしながら、業界紙によりますと北海道においては実勢価格が下落傾向にあるとのことでありますので、公共工事における受注者、これには下請業者も含まれますが、積算された労務単価が確実に技能労働者の処遇改善に反映される仕組みづくりが必要であり、大きな課題であると考えております。

次に、2点目の「入札の予定価格に労務単価の引き上げ分は反映されているか」についてであります。本町においては公共工事設計労務単価を根拠に積算し、予定価格を設定しておりますので、労務単価改定の都度、適切に反映しているところでございます。

次に、3点目の「本町の昨年4月以降の見直しに伴う調査」についてであります。町には業者に対する調査権がないことについて、あらかじめご理解をいただきたいと思っておりますが、このたびの労務単価の改定を受け、訓子府町建設業協会の幹部の方々に状況を確認したところ、一律ではありませんが、技能労働者の賃金は引き上げているとのことであります。

また、下請業者については、見積額が高くなっている状況から、労務単価の引き上げを考慮した見積額で契約していると理解しているとのことですが、下請業者が雇用している技能労働者の処遇改善に反映されているかどうかについては、把握できないとのことであります。

以上、3点についてお答えしましたので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） それでは、ひとつこれについては、1点、あるいは2点ぐらいになるかもしれませんが、端的に質問いたします。

まず1つは、いわゆるそういう業者の方々、建設業者の方々の問題につきましてでも、先ほどもちょっと答弁の中にもありましたけれども、今の都市部の業者の方々とはやっぱり地方における建設業のおかれている状況というのは、まったく違うということも当然加味しなければいけない事態だとは思っております。これにつきましては、建設業界の方々とのお話の中でもぜひそういった部分での業界としての抱えている問題も含めて行政がちゃんとしっかりととらえていく。そのための改善が何が必要なのかということもあわせて聞きながら進めていかなきゃいけないなというふうに思っているのは、そのとおりであります。それは当然進めていただきたいのですが、もう一方で昨年とまた今年の2月分から大幅な単価アップということになっています。例えば、具体的に簡単に言いますけれども一般のいわゆる普通作業員の単価でいきますと労務単価がどうなっているかということ でいきますと昨年の関係でいきますと約17.5%の単価になりまして、それでいきますと単価の問題でいきますと昨年でいきますと1万2,700円になっていました。そして今年の2月から適用になるということで普通作業員で1万3,500円に単価がアップしてくるということで、そこそこそういうようなかたちで、そういうふうにしていきなさい

よ、見直していきなさいよということになっているんですが、この背景というのはやはりしっかりとらえるべきだと思うんです。例えば訓子府の状況はどうなっているかということは、ちょっとなかなかこの場では言えないんですが、例えば北海道内20万人の建設労働者の8割というのは、やはり年収200万円以下の人たちだというやっぱりそういうとらえ方が非常に大事でないか。経済的にも困窮しているというのは、もうそのとおりでありますので、そういった状況というのは、訓子府においてもやはりいえるんじゃないか。特にこの季節労働という、年に何カ月間、いわゆる8カ月なり、9カ月の労働期間しかないわけでありますので、そういった分から含めて本当にそれをちゃんと賃金の中に反映するという問題が1点ありますので、そういう姿勢の問題として、やはり発注者として、ぜひ業界の方々にご理解をいただく。ぜひともそういうものに近づけていただくというお願いをすることと、もう一方でもう1点はやはりそこには税金が入っているということです。その工事の設計費の中には、すべて税金でやっているということがありますので、発注者の責任として、行政の責任としては、やはりそれがちゃんと果たされているかどうかということが、非常にそこをやはりみていかなきゃならないと思うんですよ。納税者に対しても、そういう役割というのがあるんだというところを今一度とらえることが必要じゃないのかなというふうに思いますので、この点について、この2月からまた単価が上がりますので、そういう業界の方々の困難な部分とさらにプラス今回のそれだけ上がった分が税金で対応されるということでありますので、発注者、行政としての責任として、やはり何らかのかたちで業者の方々の指導というのは、ちょっと語弊があるかもしれませんが、話し合いが必要になるんじゃないかなというふうに思いますが、その点について、いかがでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

残り3分で、簡潔にお願いします。

○建設課長（佐藤正好君） ただいまの労務単価の引き上げについてのお尋ねをいただきました。これについては、本町ばかりの問題ということではなくて、やはり日本全国、北海道全域での問題であろうかと思えます。昨今の業界紙、地方の業界紙ですけど、見ていましても、この件に関しましては、北海道建設業協会ですか、そちらの労務委員会の中でも労務単価改善に意欲を持っているというような記事も載っておりますので、そうした動向、あるいは国の動向も含めまして、私どもとしても先ほど言いましたように発注者責任という部分もござりますので、地域の業界の方とも連携をとりながら必要な取り組みをしていきたいと思えます。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

残り2分です。

○7番（工藤弘喜君） 時間もきましたので、私の質問は終わりたいと思いますが、ぜひ、そういったかたちで、これからの公共事業のあり方ということになれば、特にこういう町場^{まちば}については、これからもどんどんやっぱり出てくる、その業界の方にもやはり仕事をお願いしなければいけない。例えば、補修、修繕含めて、これからやっぱり出てくると思うんですよ。福祉の問題、教育の問題含めても新たな投資のことからいけば、どうしても必要な部分がありますので、そういうことをさらに充実するためにも、働いている人たちの賃金を確保するというと同時に業界の抱えている困難も含めて行政がやはりしっ

かりとらえながらやっていかないとまちづくりというか、いわゆるハードの部分もなかなか困難になっていくのかなというふうに思いますので、よろしく願いをいたしまして私の質問を終わりたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 7番、工藤弘喜君の質問が終わりました。

ここで、午前10時40分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時40分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

次は、9番、山本朝英君の発言を許します。

9番、山本朝英君。

○9番（山本朝英君） 9番、山本です。通告書に基づきまして議長のお許しをいただきましたので、一般質問をしたいと思います。

まず、最初に、今年の異常気象と地球温暖化について、町長にお伺いをしたいと思います。

昨年は、世界的な異常気象で春耕期が遅れ、夏には過去には例のない大干ばつに見舞われました。ひと月の雨量が1mm、あるいは1mm以下のところもあったという長期的な高温干ばつでした。作物の生育が止まり、根の生育も止まったというようなことから、非常に作物に大きな減収を与えたという一年でありました。それでも訓子府町というのは、全道一、二位を争うような基盤整備等を続けていただきまして、前後の雨等にも他の地区から見ると相当水はけも良く進んだものと思われませんが、続けて第4期の道営農業基盤整備事業がはじまりました。大きな期待をし、さらに評価をするところでございますが、ここ数年前から、地球温暖化のせいなのか、ゲリラ的な集中豪雨や度重なる^{ひょう}雹害、干ばつ、あるいは水不足で、農産物の生産量が減る一方で、世界の人口は、我々も再三聞いたことがあるんですが、70億人になるという話を聞いたことがありますが、それも何年前でもなかった。それが今や地球の人口が71億人を超えたということです。あと10年あまりで人口が80億人に達し、今後15年ほどたつと世界人口の約半分が水不足に直面する。今世紀末には、90億人になろうとしている時でございまして、世界の平均気温が現在より最大で4.8度上昇するという発表もされました。北海道ですから2度ぐらいで止まれば対応策もあるということなんですが、4度以上になると限界だということでございます。農業では、高温に強い品種や栽培技術の開発などに取り組めば、現在の収量の15%から18%相当増収をもたらす余地があるという発表もありました。今後、地球温暖化が進めば進むほど「基幹産業」である農業にとって水は必要不可欠なものと思いますが、町長の考えとそれに関する何点か伺いたいと思います。

1点目、畑地^{かんすい}灌漑事業のアンケートを取ったことがあれば、その内容を伺いたいと思います。

2点目に、土地改良区管理用水は、畑に使用できないと基準がありましたけれども、この水を何とか使いたいというような話を聞いたことがありますが、その後、その経過を教

えていただきたい。

3点目に、^{かんすい}灌水に関する補助事業のメニューに何か訓子府にあうような、使えるものはないのかということで、大まかにこの3点について、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「畑地かんがい事業」について、3点のお尋ねをいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の「畑地かんがい事業におけるアンケート調査の実施」についてであります。平成20年度にJAきたみらいと網走開発建設部が、国営農地再編整備事業によるパイプライン化の導入を目指したアンケート調査を北見市の2地区と訓子府町の1地区について実施しております。

訓子府土地改良区においては、平成27年3月に更新となります水利権の更新と用水路等の整備を行うため、平成24年度と平成25年度にアンケート調査を実施しております。

また、JAきたみらいの調査結果であります。畑地かんがいを希望する面積として、川北高台地区では531ha、川南高台と大谷を合わせた地区では146ha、そして常呂川流域地区では、597haの集計結果となっております。

なお、訓子府土地改良区では、今の水田かんがい用水から水田と畑地かんがい用水を合わせた利用に変更するため、受益区域となります常呂川流域の1,110haの所有者の全員に対し、調査を実施しているところであります。

2点目の「訓子府土地改良区が管理する用水を畑に使用できないのか」とのお尋ねですが、今、訓子府土地改良区が保有している水利権は、数年前から網走開発建設部や北海道の強い指導により、水利権が設定されている畑にしかまけないことになっておりますし、現在、常呂川流域以外の畑は、水利権を保有しておりませんので利用できないこととなります。

3点目の「畑地かんがい事業に関する補助事業のメニューについて」のお尋ねですが、畑地かんがいを整備する補助事業としては、国営事業と道営事業の両方に補助事業がありますが、どちらも事業を推進するためには、常呂川の水利権を新たに取得することが大前提となりますので、常呂川の河川管理者であります網走開発建設部の国営農地再編整備事業が第一に考えられるところであります。

しかし、国営農地再編整備事業の場合、1千ha以上の受益面積を確保することや水利権を保有していない川北高台地区と川南高台地区が事業を実施するためには、多額の行政負担や受益者負担、JAきたみらいの支援、そして事業実施後の離農者の負担など多くの課題が山積していると認識しているところであります。

以上、お尋ねのありました3点についてお答えをいたしましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

○9番（山本朝英君） 畑灌水の事業の関係につきまして、確か10数年前に一度、一般質問をした経過があります。その時もやはり今の水利権、土地改良区の水利権というのは、使えないというようなことは聞いておりました。当時、相当前になりますけど、春日の沢からダムをつくるとか、いろいろなことがありまして、それはもう到底無理だと。さらにはまた、今のダムから取るということは水利権とか、また新たに出てくるというよう

な等がありまして、その分は断念したんだと思いますが、その当時の畑かんをやるのどこから水を吸い上げるんだというような、開発だと思ったんですが、ちょっといろいろ話を聞いたところ、今の頭首工のところから両側に上げて、いわゆる記憶あると思うんですがファームポンドとか言って、池をつくって、そこに両側に上げて、その落差でもって下げると。そういうことならできますよというような話だったんですよ。訓子府から上常呂の一部ぐらいまで水田のない畑作のところぐらいまでのことだったんですけども、それもそのアンケートをとって確か10何%しか希望者がなかったとか後から聞いたんですけども、当時は確かに基盤整備もさほど進んでいなかった、それから今ほど温暖化が進んでいない、ゲリラ的な集中豪雨も少なかったというようなことで、全体的にそういう希望が少なかったんでないかと思えますし、自分もいろいろと日出だとか福野だとか高園だとか弥生のほうも見ましたら、やはり確かに少ないのは当然だな、基盤整備が進んで非常に土地の広くなる表土の深い地帯がずっと駒川のほうから日出のほうにかけて北側にあるというようなことになりましてこれは当然そういうことが起きてくるなというような感じをしていました。その数字が定かではないんですけども、今、前段申し上げましたように気温が何度も上がってくる。異常気象というのは今、世界規模で起こっている。地球上の氷が毎年解けていく。水位が上がるとか、あるいは新聞等で報道もありましたように北極海と言いますか、北極航路、ソビエトの向こうからもう反対側にアジアのほうも抜けるようになってきた。これは4年前に例えばちょっと離れるんですが、それるかもしれませんが4年前に4隻しか通らなかったのが昨年ではもう71隻が通るようになった。だんだん氷河、氷が減ってきているんですね。だんだん通路の幅が広がったということで、これからどんどんそういうことが起きるだろうということになっていまして、問題は何度も気温が上がるということになりますと、この問題はさらにこれから進むのではないか。ゲリラ的な豪雨というのは一時的に降って、即、川に流れてしまう、海に出てしまうというようなことで、これも世界的な話なんですけど、何て言うんですか、そういうところが多くなってきて、異常気象で多くなってきた。そのことによって、地下水が下がってきたというんですね世界的に、流れてしまうものですから、そういうことになる。そのことによる干ばつがさらに起きてくるということがありまして、そういうことから今、前段、工藤議員からも森林の関係の話もありました。世界中が慌てて山に木を植えたり、いろいろなことをしているというようなことなんですけど、これからこういうことがどんどん続くということになりますと、このままでは、この町はどうなるんだろうなということを危惧しているところでございます。ちょっと他の話でそれましたけれども、問題は土地改良区が使っている水と何かありますよね、その関係で北海道でそれを利用して畑に使っているところもあるというような話をちらっと聞きまして、これにはおそらく水利権だとか、放棄した人の分だとかあるんでしょうけれども、例えば、訓子府で水なしにはこれは無理だと。これから大変なことになるような気がしまして、これによって自然が減っていったとか、いろいろありますが、どうなのでしょう、これは権利だとかそういうことは復活したり、あの水を有効利用する方法はないのでしょうか。そのことについてお伺いします。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 質問の内容でありますけど、土地改良区で利用している水利権の今後、畑地かんがい事業で利用できるのかというような質問というふうに思っ

おります。土地改良区が利用している水利権については、回答に書いていますとおり27年3月更新を目指して現在、水田と畑地かんがい用ということで考えております。ただし、全町一円に畑地かんがい用の用水の利用としては、まず、その件で課題として1つ出てきます。それについては、現在、旧転作奨励金というのが、交付金として産地資金交付金として出ております。その交付金が畑地かんがいをすることによって水田ではない水の利用ということで基本的には、その時点で畑地かんがい用の水利権を取得した場合について、基本的には交付がされないようなこととなります。ですので、他の事例として、過去、北見市でその2地区ありましたが、工事的な負担の額が大きい、それと産地資金の交付金額がなくなるということで、当初の希望の面積よりも少なくなってきて最終的には断念せざるを得ないというような状況であります。ですので、訓子府土地改良区の水利権としても現在、産地交付金が出るのであれば複合的な水利権の利用をせざるを得ないというふうに認識しているところであります。

○議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

○9番（山本朝英君） 我々はこの水利権の関係はよくわからないんですけども、確か放棄している人もいますよね、たぶんいるんだと思いますが、例えば、そういう人たちの権利というか、その放棄した分を復活、復活ということにはならないのでしょうかけれども、そういう面だとか、あるいは有効利用みたいなことで何とかこの地球温暖化の大変な時代を乗り越えていかなければ、やはりこの訓子府というのは基幹が農業ですから、大変なことになるなど。ただその人口だけの増だけで当初70億人で笑っていたんですけども、こんなに早く人口が増えて、いずれは食糧難もくるんでしょうけれども、この時にしっかりした基盤みたいなのをつくっておかないと大変なことになるのかな。一般の我々ではできない部分、わからない部分がたくさんありますけれども、何とかこういうことを道なり国なりに働きかけて有効活用する。あるいは、その下台の人たちに何とか水を使えるとするならば相当量、去年の減収分、取り戻せたんじゃないかなという感じがするんです。ちなみに最近になって、去年の夏頃からですか、隣の町で、皆さんご存じだと思いますけれども、昨年からかんすい事業をはじめたと。これが当初申し込んだ事業、話それますが、事業を始めた頃に2年ぐらいちょっと雨が多かったですよ。こんなものやめてくれとずいぶん騒いだ件がありましたけれども、昨年はおそらくこの周辺で1番玉ねぎの収量を上げた。今までかつてない玉ねぎをとったと喜んでいる農家が多々ありまして、また、今のかんすいを聞いたらご存じかと思えますけども、昔のように飛ばして高く上げて飛ばしてたたき落とすような機械じゃなくて、皆さんの風呂についているシャワーよりも、もっと細かい霧で、訓子府には何台か入っていますけども、そういうシャワーでもって浸透させる。水を流さないで浸透させる。そのことが作物にもいい。さらには、葉っぱを傷めない。もう1つは、たたきつけることによって土壌がはねかえって作物に付くことによって痛んだところに付くことによって、病原菌がついて病気が出るというような、いろいろな欠点があったんですが、今の機械はそういうことがなくて地下水が貯まっても自然に浸透させますから、時間がかかって作物にもいいということだそうです。そういうことを農業の人はみんな見ていますから、何とかならないのかなという声が最近聞くようになりました。前に言っていたかんすいなんてどうなるの、だめなの訓子府はというようなことでして、ここでしか答弁ができなかったんですけども、できることなら後は土地改良区の

中で何とか利用をして、ただ、常呂川にまた戻して流してしまうわけですから、何とか地域の中で仲良く有効活用、下台だけでも、できるところだけでも、下だけでも相当の収入が上がったんでないかという感じがしまして、そのことを伺ったんですが、これに関連して昨年の異常気象による訓子府農業の各作物の収量とそれから大きな減収になった、先日数字だけをさっと聞いただけなんですけれども、約半分になっていたような気がしたんですが、これほど農家の所得が落ち込むと今年は裏面でこれから追加金が出てきますから相当あと変わると思いますけれども、これがこういう干ばつの年というのは、作物が必ず高いんですね。もうLLになんかなったら、どこか九州のほうにいったら4千円近くなったこの間新聞何か所か、20kgが、もうないんですけどね、そんな玉ねぎは、水のかけたところか何かしかならないと思います。そういうことを考えると本当に莫大なお金を逃がしちゃったなという感じがするんですが、その今言った作物の減収、各作物の減収分と所得の減収した分をもう一度ご説明いただければと思います。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 前段のほうの水利権のどういうふうになっているかということをもまず説明させていただきます。土地改良区が持っている水利権は基本的に慣行水利権、言葉がちょっと適切かどうかわかりませんが、慣行水利権ということで、常呂川を管理している網走開発建設部の河川法で管理する以前から水田がありましたので、昔からあるということで、慣行水利権というなかたちの権利ということでもあります。今後例えば常呂川の水利権を利用する場合については、ダムを設置するとかいう場合について水利権が発生しますので、そういうことにならないと基本的には畑地かんがい事業はできないということになります。それで過去にちょっと私のほうでどこの川をせき止めて畑かん事業をやるかというのは、ちょっと明確にはわかりませんが、その10年前に議会で質問された部分については、常呂川でない支線の川の水利権を利用してせき止めて利用して畑かん事業をやるというようなかたちで進められたんじゃないかということです。ということで、慣行水利権を持っている土地改良区の水利権を拡大的に利用できないかということの質問じゃないかと思います。基本的には、1回目の回答で説明しましたとおり基本的には、畑かん事業をやる場合については、すべて水田から畑に転換しなければならぬということですので、その時点で、事業がはじまった時点で転作奨励金が出なくなるということになります。先ほどその中に留辺蘂の地区ではなかったかと思いますが、留辺蘂も道営事業でやることによって旧転作奨励金が交付されないことを地域の方が理解されて最終的に事業をしているということであります。戻りますけれども、土地改良区の常呂川流域については、基本的には継続的に今後も旧転作奨励金を受けた中で畑地かんがいをやるというような水利権の考え方がありますので、どうしてもそれ以外の地区の畑かんをやる場合については、あわない部分があるということで思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町民課長。

○町民課長（佐藤純一君） 農産物の生産額の問題ですけれども、私のほうで手元にちょっと税の試算に使った資料がございますので、若干お答えをしたいと思いますけれども、例えば、玉ねぎで申し上げますと平成24年度の実産額が52億8,300万円というような数字をいただいております。それで25年度の実産額でいきますと46億1,4

00万円、食用馬鈴しょでいきますと24年産が10億1,100万円、25年生産が8億4,500万円というような数字になっております。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） すいません。先ほど質問にありました水利権を放棄した方の現在の状況ということであります。水利権を個人では放棄しておりますけども、放棄した水利権の面積については、土地改良区が保有しておりますので、基本的には水利権の量自体が減っているということではありませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

○9番（山本朝英君） 収量をちょっとわかりませんか。

○議長（橋本憲治君） 山本議員、数字的なものは後でもらうことにして。

山本朝英君。

○9番（山本朝英君） 所得、昨年のはもうわかりますよね。

○議長（橋本憲治君） 町民課長。

○町民課長（佐藤純一君） 農業所得のお尋ねでございますけども、申告の集計が今、確定申告の真っ最中でございますして、農業所得の申告は一応は終わっておりますけども、集計が出ておりませんので、そこら辺のところのお答え、正確なところはできないんですが、先日、一般会計の25年度の補正予算の中でもちょっと数字を申し上げましたけれども、課税状況の所得の推計でいきますと24年度の農業所得分でございますと22億9,800万円、端数をちょっと除きますけれども、平成25年度では11億3,600万円、この時点で数字が半減をしております。それでこの後、26年度の、昨年の11月に試算をしておりますので、今、集計してみるとまた数字が変わってくるんだと思ひますけれども、その推計の段階で26年度の予想としましては、10億3,700万円というような数字で計算をさせていただきます。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

○9番（山本朝英君） ここで数字が明らかになっているわけですが、前段申し上げましたように基幹産業が農業だというようなことから考えると、その中にも書いてありますように、訓子府の農業には水は必要不可欠だということを書かせてもらって、まったくそのとおりだと思うんですね。申し上げたかどうか、ちょっと話したかと思ひますが、非常にいいものをつとめたというか、大きな玉ねぎについては非常に4千円近い、20kgの単価が、四国とかあっちのほうに行くとそのぐらいの単価になっているんですが、運賃がかかりますからそうなんですけれども、平年の倍以上になっているということから考えると何とか国や道に働きかけて、この水の利用を何とかしてほしいなと我々は思ひます。特に、これからTPPの問題があります。これはおそらくゼロにはならない。何らかのかたちで農業が大変な時代がくるなということを感じるわけですし、特に、国が強い農業うんぬん、そのつくるためにどうの、規模拡大してどうの、規模拡大だけじゃ強くないんですよ。やはり所得を上げるというのは、やはりそういうことに、こういう異常気象の中を乗り越えていくような体制をつくらなきゃならない。これも先ほど申し上げましたように訓子府というのは第4期の基盤整備をさせてもらっています。ですか

ら、この関係では、昨年の春と秋を思い出しますと、ほかの地区より早く水切りがよかった、秋もそうだった、早く畑に入れたということなのですが、これが4期が終わる頃には基盤整備ができてしまってきたら、そういう後は水しかないという感じがするんですけども、さっきの人口の話じゃないですけども、こういう予想が当たらなければいいんですけども、もし今の話、人口だ、水だ、気温だ、いろいろな問題あるんですが、この異常気象がこういうようなかたちでもしいきますと、今、俺の畑は大丈夫だと言った人もやはりそういう影響を受けてくるのかなという感じをする訳でして、その点について、これ以上話をしても仕方ないんですが、ぜひTPPにからめるわけじゃないんですが、強い農業をつくるために、この水の利用、何らかの方法で、その転作奨励金の関係が切られるということが、やりにくい、ネックになっていると思うのですが、何かいい案がないのか、私もそこまでは考えていませんでしたが、ぜひ、その関係、せっかく水路があって、そういう水が走っている訳ですから、みすみす水を見逃すわけにはいかないという感じがするんですが、この点について、町長の考えをできればいただきたいと思っています。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） かなり全体的なお話をしなければならぬんじゃないかなというふうに思って聞いておりました。今、安倍総理大臣を中心として、強い農業の話をされております。特に、農水省のパンフレット等を見ていますと、こういうタイトルなんです「新たな農業、農村政策がはじまります」ということなんです。これはTPPをいらんでいるのではないのか。1つは、前から議論にも出ておりましたように農地の中間管理機構をつくるということ。これは農地を受け手のいない農地を受け手を決めながら大規模化していくということで管理機構を都道府県を中心につくっていくということです。その点でいくと農業委員会のありようが今問われている話をさせていただいたことがあると思います。それから2点目に経営所得安定対策の見直しであります。それから3点目に水田フル活用と米政策の見直し、これは調整の問題で言ったら、10アール当たりうんぬんのことの見直しをしてきている。これはもっと言うと家庭内農業である地域農業であるものを企業やいろいろなものがどんどん参入しやすいような状況にして、アメリカやヨーロッパと対抗できるような農業をどうつくっていくかということ为国が目指している。そして、4点目には、これは今、各実践会の代表の方にお話をさせていただいたりしていますけれども、日本型の直接支払制度の創設をやっていく。各農協というよりも各地域によって地域的な共同の作業部分とそれからさまざまな地域的な事業を直接国が支払いをしていく。これは国が全体として、うちの町の面積規模からいうと1億円のお金を農家に投入していく。それは国5千万円、北海道2,500万円の、うちが2,500万円を出して26年度から直接農民の方々にお払いしていくという新たな制度を、これはTPPをかなりにらんだ上での政策がどんどん出てきているのではないのかなというふうに思えてなりません。その点で言うと、もし、しかし、これで本当に対抗していけるような農業政策、地域農業の発展が可能かどうかという点では、かなり問題点を私は含んでいるのではないのかというふうに思っているところであります。そこで水の問題が山本議員から提案されております。1つは、この異常気象等々については世界的なエルニーニョの問題にしても温度が上がってきて、水田の耕作がもう東北から北海道にどんどん移ってきている。耕作物も変わりつつあるという点でいくと私は将来的にこの気候の問題、気温の問題というのは、全国的な

国家的なレベルで農業の作目も含めて考えていかなければならない本質的な問題があるのではないのか。その点で言うと水があればいいという状況だけではもうないということ、私は作目も含めて考えていかなければならない状態にきているのではないのかというふうに思っています。しかし、山本議員が言われるように畑かん、水の利用がもっと有効に使えないのかと。例えば私が水道課長をやっていた時がございました。その時に、うちの水利権、土地改良区の水利権が辞めた人がいるんだから、それをうちの町の水の需用にに応じていくような、水量を増やしてもらえないかというようなことも当時の町長を通じて開発建設部長にも要請した記憶がございます。これは水の水利権というのは非常に難しい。常呂川自体が昔、皆さん方ご存じだと思いますけれども、常呂川の水というのは非常に少なくなってきましたから、水の水利権を他に渡すということは、もう開発も国土交通省も含めて非常にレベルの高い問題がありまして、まかりならないということでもございました。今、この私が町長になってから開発建設部は畑かんによって訓子府にも畑かん入れられないかと。これは平成20年、21年に先ほど答弁させていただいたように調査もしながら1千ha以上を対象として、すなわち北見の北西地区と訓子府の高台と置戸の一部も含んで、それができないかという調査をした経過があります。しかし、現実的には、先ほどの数値あげましたけど、かなりの水が必要だという部分と経費の問題、大体当時でいいますと私の記憶では90数億円もの膨大なお金がかかる。そのうちに農家負担が確か9億円ぐらいの負担がかかってくるのではないのか。本当に水が必要かという議論の中で、私は北見は崩れていったと思っています。当時、私は町長になって間もないころですから。そして、うちの町も高台地区は例えば政策的な品目横断とか、いろいろ政策的な変化によって、三輪作の作物から確かに玉ねぎは増えてきているんだけど、じゃがいもやビートやいろいろなことの中で本当に現状の輪作体系の中では、水が本当に必要なかどうか。そこまで投資をかけてどうなのかという議論があったように記憶しています。しかも開発は準備に5年かかる。計画の準備が、そして実施に10年かかる。そうすると15年ぐらいのスパンで農業をとらえていくと果たして何人農家をやっているかという議論になりました。この中で私はそうではなくて畑かんは開発も含めて、これは難しいということで断念したのではないかなと当時は思っています。だからスプリンクラーで上げていく。ため池をつくって上げていくという構想は私も記憶が当時としてはありますけども、開発は断念していったのではないか。それと農協自体も、もう1つ正しいかどうかちょっと私は検証はしていませんけども、常盤の国営事業があります。あれは本当によかったかどうか。いまだに議会からも指摘がございますように焦げ付いてしまっている。このお金をどうするのか。今事業を実施しているところも含めて。当時、農協が母体になっていない。焦げ付いた時に農協がカバーするとか支払っていくという仕組みをつくっていないという状況の中で非常にずっと借金が続いているという、いまだにある訳です。そうこう考えていきますと国営事業の難しさというのは私はあるのではないのかというふうに思っています。それで、うちの町は道営の畑総等々をずっと今4期目に去年から入ってきているわけですけども、3期で大体52億円ほどの投入を国費、道費、町費入れてやる。そして実施した。そのことによって私は端野、旧留辺蘂等々含めて8農協からいきますと訓子府の生産力というのは、粗収入というのは110億円から120億円にまでなってきた。そのうちの半分近くが玉ねぎが生産力をあげてきているということが事実でございますから、もはや端

野や留辺薬等々の単協時代からみると私の把握している農業粗生産額というのは、もう訓子府というのは、そういう基盤整備含めてやってきているのではないのか。それから、もう1つなのは、27年の3月で水利権がなくなります。これを何としても確保してくれというのが私の今までのこの数年間の開発に対する働きかけでございました。そのことによって水路の整備を土地改良区含めて基盤整備の中でやっていかなきゃならない。そして、水利権は何とか見えてきた。すなわち転作奨励金等々の説明もさせていただきましたけども、現状の水利権の確保している水利、すなわち量を上回らなければ、水利権を持っている人については、良しという大筋でそういう合意をいただいて、今その準備を着々としているということでございますので、まず、低台というのでしょうか、河川を中心としたかつての水田地帯の水利は何とかなりそうだと。そして訓子府川、訓子府川のほうもこれは平成27年以降に水利権の更新を着実に進めていきたいというふうに考えております。まだまだいろいろあります。そういうことも含めて畑総でいっている第4次の農業基盤整備事業でいくと道路はもちろんそうですけれども、暗渠等々含めて、およそ100億円のお金をこれから10年間投入して豊かな生産力と農業を発展していけるような政策を国と道と訓子府町が一体になってこれからも進めていきたいということでご理解を今回の議会でもご理解をいただきたいと思っています。さらに申しますと山本議員おっしゃるように水利権の問題、それから水の有効利用等々については、状況によっては、国をあげて私はやはり考えていかなきゃならない問題として、その際には改めて強く要請をしていく時期にもう入ってきているのではないかなと思えてなりませんので、この点についてもご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） ご質問のありました収量の関係、数字を説明させていただきます。訓子府の部分でありますけども、24年度、いも、これが畑かん事業の対象になるかならないかは別かなとは思いますが、訓子府で339kg、玉ねぎ5,381kgが24年度の訓子府の収量です。これと平成25年度、訓子府の数字ではありませんけども、JAきたみらい管内の集計としまして、いも2,140kg、それから玉ねぎ4,020kgということで、それぞれ10アール当たりの収量ということの数字であります。

○議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

○9番（山本朝英君） すいません、これは訓子府ではなくて、きたみらいの収量ということ、全体ですか。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 25年のはそうです。

○9番（山本朝英君） 25年のは北見ということは、まったくわからない、訓子府の作況というのはわからんという。もう少し後になるということか。

時間たっぷりあるんだけど、ネタが切れていますから、これ以上、急がないでも結構ですけども、今、町長から答弁いただきましたように、やはり所得を上げることが町の、我々全体見て箱物から含めていろいろなことを手掛けている。本当に訓子府に住んでよかったと言われるような町になってきているという感じがします。そういうことから考えると、すいません、もう1つありました。よく若い人から子育てするには訓子府はすごくいいというような話もよく聞きます。せつかくそういういい状況にある、農家戸数も他の町村から比べたら、そんなに大幅に減っていないということもありまして、ぜひこ

これは基幹産業の農業をしっかり守っていくことが、この町の将来の安定、町長まだ何期もやるのでしょけれど、後の人の町長のことも考えて、ぜひこういう対策を打っていくには、基幹産業の農業をしっかり守っていくということが基本だと思っています。戻りますが、さっき水利権の話、水利権というか、ぜひこれからの時代どんどんこういういろいろなことを話しましたが、時代がどんどん変わって地球全体がおかしく変わってきているものですから、その中でも安定してこの町が将来、生き残れるようなことをやるには、やはり農業を基本とした所得の向上をさせる。そこから皆さんのものからいろいろなものをつくり、町をつくり上げていくということになると思いますので、ぜひ町長、道や国のほうに行くことが多々あるかと思いますが、国や道にせめて今できるような、水の有効活用みたいなものにひとつ目鼻を付けられれば、今、目の前に水が流れている訳ですから、国や道の動きが何とかなれば割と早く手掛けられるものでないかなと思っていますので、ぜひその点をお願いして私の一般質問、つまらない話になりましたけど、終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

町長、何かあれば、まだ時間たっぷりあります。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） いつもお話をさせていただきますように地方自治体は福祉を中心として、町民の生活を支えるという話をしておりますけども、しかしそれは第一義的には町の産業であります経済力、とりわけ農業の発展なくして確かな福祉というのは実現できないというのが私はそういうとらえ方をしていますので、基幹産業であります農業を可能な限り全面的に全力で支援してまいりたいというのが変わらぬ姿勢でございます。同時に訓子府町の私は土地改良区の理事長でもあります。土地改良区のオホーツク管内の土地連の理事でもありますし、全道の役員でもございますので、水の有効利用等については、改めてまた議員の質問にもございましたように可能な限り努力してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 先ほどの収量の関係ですけれども25年度からそれぞれの単協の数字はなくなったということで、理解していただきたいと思います。それで逆に24年度の管内の数字をここで述べさせていただきます。24年度のいもの収量ですけれども10アール当たり2,990kg、玉ねぎが5,792kg、もう一度、数字を述べさせていただきます。24年JAきたみたいの管内の数字ですけれども、いもが2,990kg、玉ねぎが5,792kg、それから平成25年度については、先ほど言いましたが、いも2,140kg、玉ねぎが4,020kgというような数字になりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

○9番（山本朝英君） はい、ありがとうございます。一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋本憲治君） 9番、山本朝英君の質問が終わりました。

次は、10番、余湖龍三君の発言を許します。

10番、余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） 10番、余湖です。一般質問通告書に従いましてやらせていた

できます。

今回は、町長の町政執行方針の中にあります将来を展望し積極的に行動するまちづくりについてという欄もございますし、その後にも商業についての欄がございます。それは4点目の農業や商工業を発展させ元気なまちをつくりますという欄の中にも商店街に対する提案がございますので、そのことをもとにした中で、今回提案されております、空き店舗対策について、まずはお尋ねしたいと思います。

町政執行方針では、後継者不足や経営環境の変化により、商店街に空き店舗が目立ってきているなど、町の産業や経済をどのように維持するのか、また、どんな方向に向かって発展していくべきか問われていると述べられています。具体的には、26年度予算案ならびに施策の中に店舗の出店支援事業補助金、店舗改修事業補助金が提示されております。そこで、そのことについて、次のことをお伺いいたします。

1つ目としまして、今回この2つの施策につきまして、具体的な施策の決定に至った経過ならびにそれに対する考え方をお尋ねいたします。

2つ目としまして、空き店舗対策による効果と将来像をどのように考えているかお尋ねいたします。

続きまして、同じような項目のつづりとなりますので、併せてお尋ねいたします。

今後の人口増加策についてお伺いいたします。

町政執行方針の中で人口減少についても複雑困難な課題としてとらえています。さらに、難題に直面しても後退することなく将来を展望し前へ前へと着実に進み積極的に行動する姿勢をもってあたると述べられております。それらを踏まえた中で、お尋ねします。

1つ目としまして、今後の訓子府町の人口の推移についての予想はどのようになるのか。そのことにより町内の各施設への影響について、どのように考えているのかお尋ねします。

2つ目としまして、人口減少に対し具体的な対策の施策は表明されておりませんが、今後どのような対策をお考えかお尋ねいたします。

3つ目といたしまして、町長2期7年間につきまして、最後の年になりますが、今までの中でどのような具体策を実施されたのか、それについての効果はどうだったのかお尋ねいたします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「将来を展望し積極的に行動するまちづくり」について、2点のお尋ねをいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、大きな1点目の「空き店舗対策」について具体的な施策の決定に至った経過ならびに考え方のお尋ねであります。一昨年の8月以降、本町のメインストリートであります道道沿いでは、給油スタンドからはじまりまして、病院、雑貨店、呉服店、写真店、靴店の閉店が相次ぎ、さらには、今年も何店か閉店される話が聞こえてきております。

また、商店街近代化事業によって建て替えが行われました商店街や街並みのゾーン形成の維持と平成24年11月に商工会青年部が行いました「買い物環境などに関するアンケート」の集計結果、そして議会・商工会からの要請なども寄せられたことから、空き店舗の活用と商店街の活性化対策の必要性を改めて感じているところでございます。

空き店舗の増加は、街の魅力や集客力、収益の減少など町全体の商業力低下にもつなが

り、まちの活性化にも大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

このことから、空き店舗の増加は、街の魅力や集客力、収益の減少など町全体の商業力低下にもつながり、まちの活性化にも大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

このことから、空き店舗の解消策としての店舗出店等支援事業と、既存の店舗を改修することによって集客力のアップなどを図る既存店舗の改修支援事業を行い、商店街の活性化を図ろうと考えているところであります。

次に「空き店舗対策による効果と将来像をどのように考えているのか」のお尋ねであります。商工会青年部のアンケート調査の集計結果からも「徒歩や自転車で行ける範囲のお店が必要である」と多くの意見がありましたし、空き店舗を増やさないためにも空き店舗対策や既存の店舗改修の行政支援は、必要であると考えておりますし、単なる個店の支援対策としてだけでなく、商店街の活性化を含むまちづくりの対策としての位置付けをしております。

また、本町の商店街の将来像のお尋ねであります。大型店の影響や町外流出など顧客の商店街離れが進み、商店街を従来の「買い物の場」から「生活・交流の場」として高めることも活性化対策の1つの方法と考えており、空き店舗については、商業機能の向上のため、「不足業種の誘致」「集客核店舗・共同店舗の誘致」など商業施設としての活用や「集会所、ギャラリー」「高齢者ふれあい施設」「情報発信施設・案内所」「野菜即売所、小物・アクセサリ販売、フリーマーケット」など非商業施設の活用も考えられるところであります。

このことから、空き店舗の活用は、町づくりの観点から商業施設に限らず、非商業施設としての活用も考えられるため、商工会、福祉関係、行政が連携を取り合って推進することも重要であると考えているところであります。

さらに、空き店舗や既存店舗の支援だけでなく、町の活性化対策も必要であることから現状を踏まえた商店の意識改革を図るとともに若手リーダー等の人材の育成にも積極的に支援していきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、大きな2点目の「今後の人口増加策」についてのお尋ねがありましたのでお答えをします。

1点目の「今後の訓子府町の人口の推移の予想と町内各施設の影響」についてのお尋ねでございますが、人口減少は世界の先進国が共通して抱える課題であり、日本の総人口は長期にわたり減少が予想され、世界に類をみない速度で進行しています。

全国の自治体が人口減少問題を抱える中、特に8割が過疎地域の指定を受ける北海道は顕著な減少率を示しており、平成22年の国勢調査を基準とした厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所の発表した26年後の平成52年には、人口419万人、131万6,346人、24%の減少が予測され、全国平均の16%と比較しても減少率が大きくなっています。

また、道外への人口流出を食い止めるダム役割を果たしてきた札幌市においても数年後には人口減少に転じることが予想されています。

一方、本町の人口の推移につきましては、国勢調査の結果から昭和30年の1万930人をピークに平成22年には5,475人と55年間で半減している状況にあり、コーホート要因法で推計した26年後の平成52年の人口は3,105人と2,370人、43%

の減、平均すると年間79人の減少が見込まれ、特に65歳以上高齢者が1,464人、47%を占めることが予想されています。

人口は社会経済活動の基本であり、超高齢化や人口の減少は経済、特に本町では消費購買力の低下、労働供給力の低下、農地荒廃、国民健康保険、介護保険などの保険事業の財政負担の増など多方面への影響があり、町の活力が大きく低下していくと考えられます。当然、町税収入等の減少や人口を基準に算定されている地方交付税の減少など、町財政規模が縮小することから利用者負担の増額や最適な配置などの検討が必要になると考えられます。

また、町営住宅長寿命化計画や橋梁長寿命化修繕計画など長寿命化に関する計画が策定されていますが、財政平準化の観点からは各公共施設においても利用需要の変化を予測した維持管理・補修、大規模改修や予防的補修により、公共施設の延命措置、期間をより長く設定する必要があると感じているところでございます。

次に、2点目の「人口減少に対しての今後の具体的な対策」についてのお尋ねでございます。人口増加に直接結びつく施策については昨年的一般質問でも答弁していますが、社会、経済情勢からも現実的には非常に難しい部分がございます。

また、人口の維持や減少緩和を明確に示しているものはありませんが、議員も言われている「訓子府は良いところだから住んでみたいと思わせる施策」、すなわち安心してこの町に住み続けていける福祉施策や安心して子育てできる環境の中で、地域の人たちがゆとりと夢を持ちながらまちづくりを進めていくこと、さらには基幹産業である農業を中心とした発展的な産業を展開していくなど執行方針にもお示ししている7つの政策に基づく主要施策を着実に進めることが、人口の維持や減少緩和につながるものと確信しておりますのでご理解願います。

次に、3点目の「2期7年に実施した具体策と効果」についてのお尋ねでございますが、私は平成19年5月に就任の1期目で「みんなで創る訓子府の元気～できるところからすぐ実行～」9つの緊急提言、2期目では「みんなで創る訓子府の元気～町民にやさしいまちづくり～」7つの約束を掲げ、その実現に向け取り組んでまいりました。

2点目で回答させていただいているように、すべての政策、施策が元気づくりや安心して住み続けられることにつながると考えていますが、その中で重点的に進めてきた安心して子どもを産み、育てることができる環境を創ることに关しては、子育て支援センターを開設し、保護者が孤独に悩まぬよう子育て相談、子育て発達相談、子育て学習などの支援対策を行い、保育園、幼稚園の時間延長や支援が必要な園児、児童に対応する補助員を配置することなど、待機児童がない子育て支援と家族の就労支援を実施しています。

さらには、本年度はこども園の設計提案競技を行い、就学前教育、異年齢保育の充実に向けた施設建設を検討してまいります。

また、妊婦健診の拡充や特定不妊治療費の上乗せ補助などの母子保健関係の支援を行い、子宮頸がんワクチン接種などの単独拡充、小学生の通院医療費の無料化などを支援しています。

学校教育では、小学校の耐震補強工事を実施したほか屋根改修工事など、安心、安全の学校環境づくりに努めるとともに児童センターを改築し、利用対象者を拡大した放課後対策を充実しています。そのほか、バスの通学対象者の補助の拡充により保護者の負担軽減

対策にも取り組みを進めています。

結果として、人口推移は住民基本台帳人口の1月報告で平成20年から平成26年まで全人口で467人、8.0%の減、15歳までの幼少人口は53人、8.0%の減となっていますが、4歳までの人口は、逆に9人、4%増えている状況にあります。

人口維持や人口減少の緩和につきましては、多くの要因が複雑に関係していますのでご理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上、ご質問のありました2点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（橋本憲治君） 本来ならば、ここで再質問に入るところでございますけど、時間が中途になりますので、少々早いですけれども、昼食のため休憩をしたいと思います。

午後1時から開きますので、ご参集を願います。

午前中はご苦勞様でございました。

休憩 午前11時44分

再開 午後 1時00分

○議長（橋本憲治君） 定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

引き続き、一般質問を行います。

10番、余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） 午前中に質問の回答をいただいたわけですが、それを基にしまして何点か質問させていただきます。

まず、今回の26年度の予算案の中にも店舗出店支援事業並びに改修費用についての補助の予算が載せられているわけですが、その中でもこの空き店舗に対する補助に関してのことをお聞きしたいんですけども、これは回答の中にもありますけども、議会、商工会などからの要請なども寄せられたことからというようなことがありまして、商工会とも綿密な打ち合わせの中できて、こういう中身が決まってきたのかなというようなことを考えるわけですが、これはこの予算というか、この施策をつくるにあたって具体的な、事前に全員協議会で説明もありましたけど、このことについては、商工会としては、ある程度の、こういう内容でいくならというか、この内容についての承諾というんですか、これはいいですねというような、これに対する話し合いとかは行われているのでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） この空き店舗の支援の内容について、商工会との協議でありますけども、まだ最終予算案の議決をもらっていませんので、正式には話をしておりませんが、この補助支援の内容については、一応説明をさせていただいて概ね理解をしているというふうに思っております。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） 今、課長のほうから概ね理解をされているのではないかとというようなお話がありましたけども、私もですから商工会自体はこのことについて、こういう

ような内容で実際にどうですか空き店舗の活用というのはあるんですか、この300万円という数字はどうなんですとかというような話を商工会に行ってちょっと聞いてみたところ、商工会としては、具体的な、今これがとおらなければというようなお話もありましたけども、この内容については、全然知らないと具体的な内容については知らない。この300万円という数字についてもあまり理解はしていないようなことを商工会の関係者は言っていましたけども、とりあえずこういうものをつくる時に、もちろん予算は300万円という大きな金額がここについているわけなんですけども、組んだ以上使われなければ意味のないお金だというようなこともあると思うんですけども、やはりこういうものをつくる時に金額にしても、こういうシステムにしても、やはりこういうところに出す前に、そういう商工会との打ち合わせとか、そういうもの、要請が上がってきた段階というのはわかるんですけども、これを具体的にこういうきちんとしたかたちで出す以上は、その前のそういう話し合いというのは必要のないものなんでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 予算を認められた段階で具体的な話をつめていくという答弁を課長のほうからさせていただきましたけども、経緯的に申しますと私はずっと昨年度来、空き店舗が続いている状況について、商工会としてどう考えるかという意見は何度もお話をさせていただきましたし、むしろ商工会として、いろいろな提案をいただきたいというお話をさせていただきました。これは会長ほか時間をいただきたいということでございましたので、私は行政主導でやるよりは、まずは当事者のお店屋さんの人や若い人たちの動きを受けて行政がどこまで支援できるのかというのが基本的なスタンスだと思っていますから、そのようにしていました。最終的に商工会の役員、会長、副会長が私のところに来て提案したのは、清里の街並み振興であります。これは金額的にも確か200万円か300万円で、うちと同じような状況をつくっているということですから、これはそういったことを本町としても政策としてあげていただきたいという要請がございました。私どもの予算審議の中では、内部的な審議の中では金額300万円というのはあげないで項目だけどうだろうかということも、予算項目だけあげて、1千円なら1千円の予算付けだけしていただく。具体的なそういうものがあつた時に予算の補助の規定をしていくということのほうがいいかどうかという議論もありましたけども、最終的に予算の金額がないのにそれをただ項目だけで説得力がないというご意見もいただいた中で、今回改めて要綱をきちんとつくろうと。そして、300万円の予算措置をしよう。これはお互いのキャッチボールということで、商工会の事務局長が入ったかどうか記憶にありませんけど、少なからず会長、副会長とは、そういうキャッチボールをしている。これが300万円で済むかと。2店舗、3店舗出てきたらどうするかと言ったら、当然ご理解をいただいて引き続き予算の補正や追加措置ということも考えていかなければならない。だからとりあえずは3分の2補助の300万円を予算として計上させていただいたというのが経過でございます。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） 町長がそういうような過程を踏んでいるというようなことはお聞きしましたが、商工会の会長、副会長、3役あたりがお願いに来たんだという話もありますけども、これは私も考えてみたんですけども、具体的にどうなのかなと。今、清里方式を、清里でやっている方式を同じようなかたちでというような補助金の体制をつ

くってほしいようなことで来たということですが、こういう政策というのは、清里ならずも、もっとよその町もいろいろやっていますけども、金額的には、金額的というか内容的にも似たような感じでやっているというのは大体ありますね。ただ津別だけはちょっと大がかりな数字の中でやっているみたいですね。補助金額が2千万円とか3千万円とか、そういうような体制もありますけども、そこら辺は深くは私もわからないんですけども、金額は多いほどいいんじゃないかなという気持ちぐらいは持っているんですけども、そんな中で、この300万円と決めたのはきっと清里という話で、清里が200万円ぐらいですので、清里よりももっと条件が良いような感じで300万円という数字が出てきたのかなと思うんですけども、空き店舗の対策というのは、商工会からそういう要請があって町が受けたというのもあると思うんですけども、それに対しても空きというのはどうなんでしょうかね。実際のところの空き店舗というのは訓子府の町の中で業種もあがってましたけども、7、8店あるのかなと思うんですけども、本当にそれを利用した中でやっていくことに対して、空き店舗の人はどう思っているのかなとか、本当に利用してもらいたいのか、利用してくれるならこれぐらいまでやってくれないと利用は可能じゃないよとか、そういうような確認とか調査というのは、なされているんでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 基本的には、しておりません。空き店舗の方たちがどうなのかと。ただ私どもで計算してみますと、まず水処理できていないわけですね。住宅一体型なわけです。少なくともその店舗を改築して水道をあれしてトイレもきちんとするといったら少なからずこれだけの金額がかかるだろうと。その点でいくと住居と店舗と分離していくという考え方の中での経費の算出をさせていただいた。その上で3分の2補助だということで、まずご理解いただきたい。

それから、答弁でも申し上げましたとおり1つは営業的な店舗と非営業的な、例えば、商工会青年部だけではなくて、^{あい}I倶楽部という異業種集団が今あれしているんで、フリーマーケット的なこともやりたいとか、いろいろなことが検討されているようでございますので、それらにも対応するためには、逆に言う住宅との分離を前提として理解をいただく。理解をいただくのは、町がそれをやるというよりは、むしろ商店街の皆さんがその店舗を持っておられる方にご理解をいただいて、事業を進めていくということが基本ではないのかと思っています。それで、じゃあその見通しはあるのかどうか。これは大変厳しいと思います。しかし、厳しいだけでは何もしないで黙っているわけにはいきませんので、これは商店街の皆様方ががんばりにも期待したいというところが本当のところですよ。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） そういうことじゃないかなと思います。ただ、そうは言っても、町もやってほしいなということで、こういうふうに絵に描いた餅じゃなくて実際に使えるお金を300万円用意してくれているということですし、これは3分の2ということですので、450万円かかったら3分の2で300万円は補助してもらえると。大変良いことじゃないかなとは思いますが、ただ現状を考えてみますと、実際に答弁書にもありましたように、なくなったと言いますか、スタンドからはじまり、病院、雑貨店、呉服店、写真店、靴店の閉店がということで、こんだけの業種がなくなっているわけなんですけども、それ以外にまだ今も、これは商工会というよりは、商業小売部門みたいなもの

ですよ、もちろんそれが一番大事な今現在の非常に問題となっているところなんですけども、皆さんもおわかりだと思んですが、私も商売をやっていますし、わかるんですけども、小売り屋さんの店屋さんなんていうのは、毎日仕入れて、毎日仕入れるわけでもないでしょうけども、毎日お客さんの顔を見ながら売って、本当に今日はお客さん来るのかな、今日は何ぼ売れるのかな、今日だけでなく、先月1カ月で本当にペイしたのかな、どんだけ利益が上がったのかな、毎日そんなことしか考えてないんですよ。これはなかなか世知辛いもので本当に余裕を持って商売をやりながら次の段階を考えると、じゃあもう1つこっち側でやってみようとか、なかなか大変な世界です。ましてやこっだけ消費が落ち込んでますと本当に300万円は出るんだから、じゃあ450万円用意しようかという、これまた大変な話になってくる。個人の商店で言えばですね、本当にですから新規就業、新規でないにしろ、店屋さんをやっている人も次のところでもう1つやろうかとか思ったりとか、普通の人でも、何ぼかかかるかわからないですけど、そちらで採算を取って、300万円あれば大体水回りとかトイレ回りできるんじゃないかというお話ですけども、そのためには450万円をかけるぐらいのものを考えていかなきゃいけないとか、これまた本当に大変な話だと私は店屋としてそう思っています。ですから大変良い話なんですけども、なかなかこれを使い勝手よく使う人がいるのかどうなのかというのは非常に逆に言うと、せつかくこっだけのものを考えてくれたんですけども、活用からいくと大変薄いんじゃないのかなと思っています。やはりこれについては、いろいろ条件もありますけども、まず町内でとか、10年以上商売をしていてとかというようなこともありますよね。そういうのもあるんですけども、じゃあ実際に、まず町の賑わいを、商店街の賑わいと言いますか、メイン通りがたくさん歯抜けの状態になっているんですけども、じゃあそれで実際にお客さんとして何か物を買うのに、訓子府の町で買おうと思ったら、じゃあ何が困るんだろうと考えますよね、そうなった時に、辞めた商売のことを考えますと、そうですね今一番困っているのは靴屋さんと写真屋さんですよ、それ以外は、あるんですよ訓子府には。ですから早急の課題として、とりあえず靴屋さんと写真さんがあれば、ある程度の商売、街並みとしては、いけるんじゃないか。というよりも、それ以上に今、呉服屋さんも閉まりました、それから雑貨店、重なるものという雑貨店と呉服屋さんぐらいですかね、これは実際に訓子府の町には1軒ずつあるんですよ、ですから、がんばって呉服屋さんを呼んで来たら、今ある呉服さんは困るんじゃないのかなと考えないのかなと、私は商売をやっている、そういう気持ちもあるんですよ逆に言うと確かに人口が多くてもっともっと買い物をする人が、北見に行くとか行かないとか、そういうことじゃなくて、地元の人をもっといて町の中で買い物したいんだけど、もう呉服屋1軒じゃ足りないよというような状態でしたら、もう1軒呉服屋があってもいいのかなと思うんですけども、これを無理して呉服屋を引っ張ってきても、今ある呉服さんを苦しめるだけなのかなとかという考えも店屋としては持ちちゃう場面もあるんですよ。ですから、これ町内にと限定はしていますのでなかなか、それでも町内でもそういう人がいるかもしれませんよね、これだけのいい条件があるんで出るかもしれないんですけども、なかなか難しいと。店をやっている人間から言うと、この300万円でも大変である。そういうようなところでやはり現実的には困っているわけなんですよね、町内にない業種があるというのはね、ですからそういう面に関しては、やっぱり町も積極的に町外からでもい

いですよとか、この業種に関しては町外からでもいいから町民のために、こういう条件を同じにして店を出してくれませんかとか、そういうようなことというのは、方向ちょっと違うのかもしれませんが、空き店舗を使った中で、そういう利用の方向性というのはどうなんでしょうか、考えませんか。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） まず、町内に住んでいるという補助対象者でありますけれども、その中には、将来、住居を有し、かつ居住をすることが確実なことということで、基本的な要綱の中身でいきますと町外者が訓子府に住んでいただいて空き店舗を利用させていただくという考え方ですので、単純に町内者ということではないということで、まず理解していただきたい。それから、空き店舗の考え方として、先ほど町長が説明しましたとおり、やはり非営業と営業、営利を目的にするものと目的にしないもの、基本的にはここは整理をしなければならないというふうに考えています。支援の方法の仕方としては、やはり営業を考えている、営利を考えているものであれば商工会のほうで積極的に募集をしていただければと思いますし、非営利的な部分については、やはり行政が支援していかなければならないということで、主な部分については、そんな分け方の考え方でいきたいなというふうには考えているところです。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） 今、営業、非営業というようなことで、非営業というのは、先ほどもお話出ましたように、青年とか、具体的にはI^{あい}倶楽部とかという名前が出てくるんだと思いますけれども、非営業として、コミュニティーの場をつくるようなことを基本とした中で、そういうスペースをとって、その中でフリーマーケットとかイベントをやりたいというようなことだと思うんですね、そういうものに対しては、また別の町として自分たちのほうで、特別なもの、特別なものとは言わないですけども、自分たちの管轄の中で募集して世話をしていきたいというような意向だとは思いますが、今、町の空き店舗は、7、8店舗ありまして、そういう団体が何ぼあって、何店舗使うような方向性があるのかなということもあわせて考えてみたんですけども、1店舗、2店舗の世界じゃないかなと。それにあわせていろいろなことが今の数の店舗を使ってもらうために、やはり全部いっぺんに使おうということじゃない、長期展望の中でも構わないんですが、私はやはり何かで使ってもらって町に人が集まることの必要性というのは非常に感じますので、そのことについては、やはりもう少し方法を練ってもらいまして、考えていただきたいとは思いますが、営業の店舗についての300万円という数字については、商工会のほうでも、これから考えていくんでしょうけれども、やはり私としては厳しいなど、本当にこれでお店屋さんが出てくるのかなというのは、非常に難しい場面じゃないかなと思いますし、やはり具体的に商工会あたりとももう少し検討した中で中身についての工夫はしていただきたいということを感じます。それともう1つ今出ました非営業に関してもやはりこれはあれですよ、設備の投資というんですか、改築費用とか、そういうのはすべて自分たちが出さなければいけないというのは基本ですよ。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 制度自体がそういうふうになっていますので基本です。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君）　そうですね、非営業で有志が集まって、450万円の仕事をすれば300万円以内で、それでも150万円自己資金を出さなければいけない。そういうことにもなるんですけども、これが良いのか悪いのか、そこまでして非営業ですから儲からないんですから、そこまでやってしなければいけないのかな、私としては非営業に関しては、やはりある程度のスペースの場所を町が用意をして本当にコミュニティーの場としての利用もできるんだし、そういう賑わいを出すための必要な、町として必要な場所だと思いますので、それに対してはやはり町が整備した中でスペースを貸し付ける、ある程度の家賃的な、それが非営業ですから、お金を儲けないんで、家賃も取れるかどうかかわかんないですけども、これからやっていく方向によっては、スペース貸しとかなんかもしても良いのかどうかちょっとそれもわかんないですけども、やはり無料の中でもそういう場所を維持するだけでも十分なボランティアであり、賑わいを出すための協力じゃないかと思うんで、やはり少なくとも非営業のものに関しては町のほうである程度のセットをつくった中で、そこを使って賑わいを出してくれというような方向性というのは、今のところは考えられませんか、いかがですか。

○議長（橋本憲治君）　町長。

○町長（菊池一春君）　いずれにしても、これから一歩踏み出すわけですから、商工会関係者とも煮詰めながら、それらのところをより具体的な方向を目指しながら進めていくということしか言いようがないんじゃないかというふうに思っています。私は商店街近代化事業と街並み整備の責任者として10年間やってきました。50億円の資金を投入したわけですよ。国費、道費、町費含めて全体的に、そこで恩恵に被らなかったというお店屋さんもあります。私は農業を中心としたまちづくりに対しての補助金とか公費を使ったけれども、あの街並み整備を通じてはじめて商店街に対する支援をやはり行ってきたという自負もあります。その時に、最後のまとめとして深見町長がおっしゃったことが今でも忘れられないんですけども、整備は行政がやってきた。しかし、これからは、ソフトを含めて商工会とか商店街皆さんの自助努力が極めて大事なんだということが、やはり最後のまとめだったというふうに私は記憶しています。それから10年たちましたけども、私は10年間それぞれの個店の皆様方ががんばってきたというふうに思いますし、しかし、世の中の動きというのは、非常に厳しい、大店法ができてどんどん郊外店が進出してくる。もうヨーカ堂だけではない、いろいろなところが出てきて、ここから車で10分や15分のところでもう買い物ができる。そしてインターネットがあれしていますから、靴や時計やそういったものはもうインターネットで格安のものがどんどん入ってくるという時代になってきています。当然、生活協同組合は、もう配達、注文も含めて個別の配達までしてくれるという世の中になってきているところですから、そういう中で、それぞれの個店が生き延びていくというのは、一体どんなことができるんだろうかというのは、私以上にそれぞれの個店の皆様方がお悩みだったりしているんじゃないのかなというふうに思いますけども、少なからず私は今おそらく商工会の事務局長あたりが中心に構想を練っていると思いますけども、農商連携、農業者と事業者との連携をしていくということも1つの方策でしょう。前から言っていますように、福祉関係のこれ届けるうんぬんということも含めた、

そういう個々の努力もさることながら、1つは組織としての商店街の戦略的なことが大事

なんじゃないのかなという気がしています。それらのことを含めて私が今、後でまた人口問題も出てきますから、余湖議員と少しいろいろな議論もさせていただかなければいけないと思っていますけど、本当に必要なもの、これは、少なからず生活必需品がなくなるという状況は、少なからずやっぱり解消していかねばならないんじゃないだろうかとこのように思っています。それから、お店屋さんの進出の問題も具体的にないわけではない。しかし、余湖議員もご心配されているように商売敵が来たらどうするのかという話であります。呉服屋さんの話が出ましたから、呉服屋さんの話ですけど、そういった関係のお店屋さんがスーパーが出てきた時には、正常な競争の中で太刀打ちでき得るかどうかという問題があります。そのことによって既存の歴史ある個店が店を閉じなければならないという状況も一方では非常に危惧をしながら、デリケートな問題を抱えているということですから、行政としても、こうやってやれば集まるとか、こうやってやれば絶対大丈夫だということについては、非常に厳しい難しい局面に立たされているというのが本当のところなんです。ですからぜひ、これらの補助金を1つのベースにして店舗改築のほうも予算措置をさせてもらいましたので、さらにまた前から出ています中小企業の振興条例等も含めた具体化も含めて行政と商店街関係者が一体になって商店街振興をやっつけていかなきゃならない時期にきているんじゃないかなというふうに思っています。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） 町長の言うことは、まったくそのとおりだと思います。そういうことを鑑^{かんが}みても、やはりもう少し本当に商工会がどういう対応をしているのかというのは別としましても、やはり行政と商工会、そういう具体的なことについては、もっともっと細かい綿密なお話をしてほしいなど。今回も先ほども言いましたように、この具体的な内容を知らないままに、商工会の中樞が知らないままに、こういうものが出て、良いか悪いか、活用できるかできないかということについては、本当に商工会としても検討はいかないような感じだと思うんですけども、やはり、システム的なこともあるんじゃないかと思えますけども、やはり具体的なこういうものをつくるにあたっては、やはりもっともっと話し合いを持ってもらった中で、具体的に進めていけるような方策で方法でやっていただきたいというのが一番のお願いでございます。よろしくお願ひします。それにあわせて、先ほど言いましたように、私は今でもあれなんですけど、非営業については、やはりもっと今後考えていただきたいなというのが、ちょっとこの問題については、ちょっと最後にお願ひしておきます。

それとこの回答の中にもあるんですけども、こういう問題が出るにあたって商工会が具体的に何を基にしているかということと商工青年部がとったアンケートというのがあります。これについては、いろいろな町内の商工に対する商工業者に対する意見とか、いろいろなものがあつたんですけど、その中にやはりあつたのが、買い物についてですね、やはり自分の身近なところに店屋さんがないんだよというようなことがあげられまして、それも1つ非常に大きな問題であつて、それで空き店舗が増えていったのが問題であつて、それでそれからこういうようなかたちでやはり行政も具体的に応援していこうということになってきたんだと思うんですけども、この文章の中にも、ここに戻るつもりはないんです。空き店舗に戻るつもりはないんですけども、現在一番必要とされている買い物環境については、徒歩で行ける範囲の商店が求められており、求められておりなんですよね、それ

で、今以上空き店舗が増えることは消費者の不便に拍車をかけることにつながり、将来にわたり本町に居住し続け、買い物など日常生活を送るうえで、大きな不安要素となることが懸念されますというようなことで、これ一連のこのように書いてあるんですけれども、これまたちょっと違うことじゃないかなと思うんですよね。空き店舗問題と徒歩で歩ける範囲の商店が求められているということは、ちょっと違うんですよね、違うと思うんですけれども、こういうふうに1つのこととして、だから空き店舗に対してのというようなことになってくるとちょっと違うような気がして、ということはですね、現在でも中心商店街というのは、要するに道道に沿った店屋さんのことを言うんだと思うんですけれども、昔はじゃあもつとどこに店屋があったんだというふうに考えますと、遠いところでも町から離れてはいないですよね、離れたところでも坂井スタンドさんの斜め向かいに竜滝さんというお店屋さんがあったり、若葉の入り口に遠藤さんというお店屋さんがあったり、ある時は駅裏の南12号線のところに小さい店屋さんがあったことがありますし、末広にも店屋さんが今もありますし、というようなことで考えるとそういう状態からどこが変わったのかなと思うと末広にはお店屋さんありますから、とりあえずお店屋さんがあると。町の中は空き店舗は増えたにしろお店屋さんあります。あとこの中で徒歩で行ける範囲の商店はどこにあれば、お客さん満足してくれるのか。実際の話ですね、こういう結果がありますから。そうすると今の訓子府でいきますと東幸町か若葉のほうか、人口の集まり具合からいってもそういうとこかな、末広にまだお店屋さんありますから、あと日出は今もローソンがありますけれども、そんなぐらいかな、こうやって具体的に数字、言葉が出てくると非常に困っているのかなと思うんですけれども、それほどでも具体的にはですね、どっちみち歩いてしか買い物に行けない人にとっては、よくなってもそこぐらいかなと思うんですけれども、そういうことを考えますと、やはり将来的なこともあわせて考えていかなければいけないと思うんですけれども、やはりこれからお年寄りがもっと増えてきますし、車が使えないとか、やはり自分で歩いて買い物に行ければ、それは近くにあるのがいいというようなことは出てくると思うんですよ。ですからやはり町としてもこういうコミュニティースペースとか、そういうようなこととの関係もあると思うんですけれども、やはり私も将来的には、役場がコミュニティースペースみたいな、会館みたいなものを町のちょっと不便なところに用意をして、その中に簡易的、そこを借りる、これまた行政主導の話で申し訳ないんですけれども、町がつくった施設の中に本当にちょっとした買い物ができるお店ですとか、弁当を買えるお店ですとか、そういうようなものを設置するような方向性というの、そういうふうにするのも1つの方法じゃないのかなと。コミュニティとそういう買い物弱者を救うというような方法でいくと、そういう方法もあるんじゃないのかなというふうに考えているんですけれども、こういう今ここで徒歩で行ける範囲のという、このところがちょっと引かかるものですから、将来的には、そういうような考え方、どっちにしろ、そういうコミュニティみたいな場というのは、訓子府は各町内会にありますので、それがこれから直さなきゃいけない施設もありますし、そのようなところにやはりそういう買い物に対する利便性を兼ね備えた施設なんていうのは考えられないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 以前にも例えば物産館を建ててほしいとか、いろいろな意見がご

ございました。これはやはりそういういろいろな団体やお店屋さん、あるいはサークル等も含めて、そこを維持していけるような体制をどうつくっていくのか。これは元気づくり補助金の中でいろいろなことが今はじまっていますし、農家の人たちが今、駅のところで野菜の即売をやったり、いろいろ試行錯誤しながらやっていますので、将来的には、できるだけ近場でそういう特産品の販売等も含めたことも考えていかなきゃならないのかなというふうに思っています。やはり不安感をこの町は何もないけれども穏やかで、そして平和な町で住みやすい町だと。そうやって年とった人たちが安心してすべての小物も含めて買い物が必要などころが必要なんだということに対して、どう応えていくのかということが、やはり検討の余地があるのではないのかと思っています。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） まったく我々商工業も応えなければいけないし、行政もやはりそれに対していろいろなことを考えていただきたいと思うんです。それで時間もないので、また時間がなくなっちゃうんですけれども、最後にこの問題については、やはりこれは今回の出した300万円というのは、まったくの町の自主財源の関係だと思うんですけれども、これからいろいろなことをやらなければ、やはり対策をしていかなければいけないというのがありますし、先ほど私も言いましたように本当に小売小規模商店というのは、毎日毎日あくせく商売のことを考えて働いているんですけれども、なかなか暇もなければ新しいことを勉強する暇がないんですけれども、それじゃいけないとは思いますが、やはりこれからそういうようなことに関して、こういうふうないい条件があるよとか、こういうような方法でとか、こういうことをやれば国からの補助があるよとか、やはりそういうものというのは、いろいろあるんじゃないかと思います。それが個人でいいのか、集団でいいのかというのはわかりませんが、やはりそういうものに関しては、お前ら考えてこいやってというんじゃないで、できれば行政のほうが、そういうプロの方が、こういうものがあるよ、こういうものもあるよというような発信をしていただきまして、我々商売人も、あっそれならやっていけるかなとか、そういうような機会を持つような情報提供とか、それに対する話し合いの場とか、そういうものがやっぱり積極的にもっていただいて、やっぱり一緒になって商店街の衰退とまでは言いません、やはり町民の方にそういう場を提供するために努力していかなければいけないと思いますので、そういうこともぜひ今後お願いしたいなと思います。ということで、空き店舗はそれで終わらせていただきます。

続きまして、もう1つありました人口対策といいますか、対策とは言わないですけど、人口増加策についてということで、お伺いをしたんですけども、私も書き方がちょっと失敗しましたね、人口増加策、人口の推移についてという1番の説明については、大変望んだ答えだったんですけども、2番、3番については、人口減少に対して具体的な対策といいますと本当に町長がお答えになったことがまったくの町長の対策であって、方策であって具体的な話だったのでちょっと、何かといいますと町長は前にも私が人口増加策についてお尋ねした時には、やはり良い町をつくることだと。住んでいて良かった町をつくれば人口は減らないだろうと。そういうようなことが基本路線だったのかなと思っています。そうは言いますが、そういう良い町であっても、確かに訓子府はここ何年か若者がたくさん農家にも帰ってきてまして、結婚して子どもが生まれていますので、ここ最近はその

んなに減少もすごい感じでいっているわけじゃないと思いますけども、そうはいいいながらやはり平成52年には3千人になるんじゃないかというような方向性を出されているのが現状なものですから、やはり減らない対策というのが本当にここ何年かみても大変いい町だとは思いますが、やはり減らない以上に、やはり自然減があっても減りが少ないように、やはりこれから入ってきてくれるための方策というのが、本当に具体的にないのかなど。それを考えているんですけども、入ってきてくれるような方策として、質問が抜けていたものですから、町長とりあえず考えることはありませんか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 今までやってきたことを着実にやる。すなわちそれは経済的な安定を示す生産基盤である農業をうちの基幹産業である農業をどう発展させていくかということと、福祉を徹底した住みやすいまちづくりをどうつくるかということのやはり二本足の活動をやっぱりやっていかなきゃならない。それと同時に、なくてはならないさっき言った店舗等に関する生活必需的なものについてをどういうふうにして確保していくかということをやっていくということが必要なんじゃないかなと思います。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） そのことは本当にわかります。そういう意味では、十分に満たされた町政をなさって、そういう面での満足度というのは本当にあるんだと思っています。私はただ1つだけ本当にやはりそれだけでは、それは本当に今いいかたちで進んできてまして、これからもいいかたちでいくんだと思います。やはりそれもしながら、それが落ち着いたら今期はもう町長もあと1年ですので、次期選挙に立たれる、次の町長になろうとする時には、やはりどこかでよそから人が入ってきてやすいというか、訓子府に人が来てくれるような方策、具体的な方策もぜひともっていただきたい。それがなくには黙っていると平成52年には3千人になってしまいますので、ぜひともそういうことのないように具体的なことで言えば本当に難しいでしょうけども企業誘致、お金はかかるでしょうけども、北見のベットタウンとしての宅地分譲、そういうようなことを具体的に考えていただきたいというのが私の質問の主旨でございますので、やはりこのまま良い町ではありますけども、自然減の中で人がだんだんだんだん少なくなっていくということは、やはり良い町だというのはわかりますけども、今ある施設にしろ、いろいろなものが、これは町からやはり減らしていかなければいけないとか、継続していけないとかというようなことになると思いますので、良い町ならではやはり人を呼び込めるような施策というのはぜひとも行政として考えていただきたいと思いますので、そのことをお願いして私は質問を終わります。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） もう終わったようですけども、まだ時間がありますから、ちょっと答弁をさせていただきます。

1つは、議員が再三おっしゃっている人口統計調査のこれであります。これは厚生労働省の人口問題研究所がとりわけ北海道を集中的にこれを調べて道新が載せていますが、これは朝日新聞、いろいろな新聞にも出ています。北海道全体で24%の人口が減っていくんだよと。訓子府は2010年で5,435人いましたけども、3,105人に2040年にはなるんだと。じゃあ増えているところはどこだと言ったらどこもない。滝上なん

か高齢化率は50%超えちゃう。少なくとも隣の置戸町なんかでは3,428人いたのが1,829人になるという、西興部村では500人ぐらいの人口になるというふうになっているわけです。じゃあ札幌はどうかと言うと札幌だってこれから危ない、相対的に人口減になっている。もう一歩ちょっと理解してほしいんですけども、例えばこれちょっと小さくて見えないんですけど伊田課長に指示をして人口のいろいろな角度からの分析をしてもらっています。これは例えばこの合併しなかった町とした町との比較検討も含めてどんな状況なのかということのグラフに表わしています。一番ひどいのは留辺蘂です。これはもう明らかに人口減が、例えば今から平成15年の時に9,168人いたのが6,962人にまで落ちてきている。それから合併はしなかったけど津別町ですけども、津別町も6,749人いたのが5,355人、すなわち私どもの町よりも少なくなっている。出生率ももちろんそうです。ということは、非常に今、日本の実態というのは非常に厳しいものが出てきているのではないのかなと思っております。だからこれは私どもの町だけがそういう状況ではなくて、日本全体がそういう状況になってきているということをも議員もご理解されていると思いますけども、ご理解してほしい。例えば、当麻なんかでは、こんなことをやっているんですね、道新の記事の切り抜きですけども、帰京した人に対して家が新築する時には無条件で200万円の補助をすると言っているわけです。高校生1人当たり5万円のお金を出すと言っているわけです。これはデンマークや北欧なんかでも年金なんかで高校生にも月額5万円の年金を出したりすると。こういう政策が本当に今、必要なのか。そしてまた結婚したら1組について50万円のお金を出すなんていうところはたくさんある。しかし、それはずっと見ていますと決して増にはつなげていないという日本の構造というのはもうそんな状況ではないんだということをご理解いただきたい。最近売れている本、これちょっと私、限界集落株式会社という本が売れている。これはもうすごいベストセラーになってきている。これは何かというと商社に勤めた男が農村に来て農家の採った農産物をどんどん産直をやりながら、いろいろな展開をしていく。農協や行政が徹底してその青年たちを圧力かけるんですけども、それにめげないでやっていくという意識を変えていこうという、これ非常におもしろい。もう1つ最近売れているのはこの本です。これは里山資本主義といって広島放送局とそれから日本総合研究所の藻谷さんという方、もたにさんだったかな、この人が徹底した日本の人口推計なんかをあれしている。すなわち東日本大震災、明日3年目を迎えますけども、改めて都市と農村の関係というのは、都市というのは本当に幸せなんだろうか。かなり田舎に対する、我々農村に対する依存度というのは、ものすごくエネルギーの問題でも食料の問題でも高い。こう考えていくと今、改めて私たちが考えていかなきゃならないのは、これからは農村から都市への時代から、都市と農村の両立の問題と、逆に都市から農村へと安心して住み続けられる。この町の老後をどうするかと。これは高齢問題というのは、必ず都市の問題になってきますから、そうするとこの町に一定の高齢になって戻ってくる。あるいは最近あまりいい傾向かどうか別にしましても離婚された方々が訓子府に来て住んでいる。こういうのが増えてきている。65歳以上の人口というのは、うちの町はすごく増えてきている訳です。だから改めて住宅問題とか福祉の問題というのは非常にもっと丁寧に行かなきゃならない時代がきているんじゃないか。最終的に言いますと何をしなきゃならないのかというのは改めて日本の構造的な人口の問題や産業の問題をもう1回見つめ直して、そして我々が本

当に住みよいまちづくりというのは、やっぱり一人ひとりを大切にしたい町をどういうふうにしてつくっていくのかということ。そして不具合のない生活が歩いてでも買い物に行ってもないものをどうやって確保できるような状況をつくり上げていくのかということをちゃんと確実にやっていく。それは先ほど山本議員の質問にも申しあげましたとおり基幹産業である農業をやはり発展させながら、そういった状況をつくり上げていくということが非常に私は大事なのではないかなと思います。あと49秒ですけども、非営業についてのことは、具体的な中で検討させていただきます。と同時に空き店舗の関係で言いますと、やっぱり自分の店を辞めた、空いている、後は行政だという考え方ではやっぱり困ります。固定資産税ぐらいは自分たちで稼ぐんだというぐらいで一緒になって宣伝してくださいということを私は申しあげていかなきゃならないと思っています。今こそ農工商含めて我々行政も含めて連携する時代じゃないかなと思えてなりませんので、どうぞお力添えを賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） わかりました。その連結の部分を行政主導で構いませんので、バンバン小まめにやっていただきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（橋本憲治君） 10番、余湖龍三君の質問が終わりました。

ここで、午後2時まで休憩をしたいと思います。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 2時00分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を継続いたします。

次は、8番、河端芳恵君の発言を許します。

8番、河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 8番、河端です。通告書に従いまして、町長に大きく2点質問いたします。

はじめに、安心して暮らせる福祉優先の町づくりの取り組みについて伺います。

町長は、平成19年の就任以来「町民にやさしいまちづくり」「安心して暮らせる福祉優先のまちづくり」を政策に掲げてさまざまな施策を進めてきました。

住み慣れた町で安心して暮らしたいと誰もが思っていますが、いろいろな困難を抱える人が増えてきており、その対策が急務となってきています。

1、最近、無縁社会といわれるような隣近所や地域・肉親とさえ関わりを持たずに孤立して起きる「孤独死・孤立死」が社会的な問題になっています。

その中でも特に「自宅で死亡し発見まで1週間以上かかった」事例について、1月に道から照会があったかと思いますが、本町では、そのような事例はありますか。

2、一人暮らしの高齢者、高齢者世帯での老老介護など、高齢者実態調査以降の変化をどのように把握していますか。

3、高齢化と共に認知症患者の増加が予測されています。認知症の早期発見、早期治

療、医療機関との連携、地域での見守りなどをどのように進めますか。

4、民生委員と情報共有して、町独自の役割を担ってもらう考えはありませんか。

5、誰にも相談できずに不安を抱えている人のSOSを受け止めるセーフティネット、支援体制をどのようにつくりますか。

6、一人暮らしの高齢者、高齢者世帯、障がいを持つ人など不安を抱えながらもこの町に住み続けたいと願っている人が増えていますが、ケアハウス建設などの考えはありませんか。

7、平成27年から介護保険制度が変わり、要支援者向けの事業が町に移管されるようですが、今後その対応をどのように考えていますか。

以上、伺います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「安心して暮らせる福祉優先の町づくりの取り組みは」について、7点のお尋ねをいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の「自宅で死亡し発見まで1週間以上かかった事例について、1月に道からの照会があったと思いますが本町ではそのような事例はありませんか」とのお尋ねでございます。道からの照会につきましては、平成25年12月26日付、北海道保健福祉部福祉局福祉援護課長名で「要援護者の見守り体制に関する取組状況調査の実施について」という照会文書に対して、翌日の12月27日に回答しております。調査の内容につきましては6項目ございましたが、その中の「平成25年中における孤立死事案の発生状況」という項目に対し「件数・人数ともに0件」と回答しております。

次に、2点目の「一人暮らしの高齢者、高齢者世帯での老老介護など高齢者実態調査以降の変化をどのように把握していますか」とのお尋ねでございますが、高齢者実態調査は、本町高齢者等の状況、介護保険サービス等に関する意識及び考えを把握し、介護保険事業計画等の作成資料とするため、3年に1度の事業計画策定時において毎回実施しているものですが、前回の平成23年3月の調査では、要介護1以上の要介護認定者の約50%を抽出し、在宅で生活されている方50名と、施設に入居されている方44名にご協力をいただき実施しているところです。

今回の調査については、第6期の介護保険事業計画等の作成資料として、現在調査を実施しており、その調査結果によりまして、本町高齢者等の状況等の変化を把握できるものと考えております。

次に、3点目の「認知症の早期発見、早期治療、医療機関との連携、地域での見守りなどをどのように進めますか」とのお尋ねでございます。本町では、認知症の早期発見のため、認知機能低下の発見にも活用できる「日常生活圏域高齢者ニーズ調査」を平成23年度と平成24年度に介護認定を受けていない65歳以上の高齢者を対象に実施しており、また、来年度以降についてもこの調査を実施する予定としております。

この「日常生活圏域高齢者ニーズ調査」に回答していただいた方には、今後の生活の参考にしていただくため、生活機能全般や運動、栄養、認知機能等について、コンピューターで統計的に処理した結果に基づくアドバイスを個別の結果票として、ご本人に郵送しており、特に、身体状況が気になる方については、訪問を行い、必要によっては病院での受診勧奨や介護予防事業への参加、さらには介護保険制度の利用をすすめるなど、認知機能

低下の恐れのある方へのアプローチを行っております。

そのほか、町内会や実践会、老人クラブ等での健康相談等において、高齢者の方の健康状態や生活状況等を確認しながら、認知症高齢者の早期発見と早期対応に努めておりますが、増え続ける認知症高齢者を発見するためには町の保健師だけでは限界がありますことから、ご家族や地域の方々等が認知症に対して関心を持っていただき、正しい知識を得たうえで早い段階で認知症の可能性に気付くことが、早期発見、早期対応につながるものと考えております。

また、医療機関との連携につきましては、各医療機関の相談室等と連携をとりながら、認知症の方の支援を行っております。

近年、認知症の研究が進み、認知症の解明や進行を遅らせる治療法等も普及されてきておりますので、できるだけ早期に適切な治療をすることが特に重要となってきました。

そのためには、認知症に対する正しい知識の普及・啓発を十分に行い、できるだけ多くの方に認知症についての理解を深めていただくことはもちろんのこと、さらに、認知症の方とその家族への適切な関わり方を知っていただくために、地域の方たちとも連携しながら認知症に関する各種学習会等を開催して身近なところで見守りをしていただける方を1人でも増やしていくことが必要と考えております。

次に、4点目の「民生委員と情報共有して、町独自の役割を担ってもらえる考えはありませんか」とのお尋ねでございますが、民生委員児童委員の皆様方には日頃から地域の身近な相談役として、それぞれの地域で生活に関連する相談に応じ、関係機関等と連携して、さまざまな支援活動を行っていただいております。

本町では、現在、19名の民生委員児童委員の方に、地域包括支援センターの活用を促進するため、町独自の役割として「訓子府町地域包括支援センター相談協力員」を委嘱させていただいており、地域の要援護高齢者等に対する保健・福祉サービス及び支援センターの紹介と積極的活用についての啓発を行っていただいております。今後も引き続き、この役割を担っていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、5点目の「誰にも相談できずに不安を抱えている人のSOSを受け止めるセーフティーネット、支援体制をどのようにつくりますか」とのお尋ねでございますが、誰にも相談できずに不安を抱えている方に対しての支援といたしましては、町広報紙や訓子府町地域包括支援センターだより「あいあい」による各種サービス等の周知のほか、民生委員・児童委員によります高齢者宅の訪問や町保健師及び地域担当職員による訪問活動等において生活状況等を把握し、必要な支援につなげていくことが重要なことと考えておりますが、日常的には町内会、実践会の自治会組織による地域での見守りが、いざという時の効果としては大きいものと考えております。

今後、高齢者の増加に伴い、誰にも相談できずに不安を抱える高齢者も増えていくことが想定されますので、SOSを受け止めるセーフティーネット、支援体制について、今まで以上に自治会組織や関係機関と行政が連携して取り組んでいかなければならないものと考えております。

次に、6点目の「不安を抱えながらもこの町に住み続けたいと願っている人が増えていますが、ケアハウス建設などの考えはありませんか」とのお尋ねでございますが、増加する高齢者及び介護保険サービス利用者の対応策として、平成26年度に運営主体の社会福

社法人訓子府福祉会に対し、特別養護老人ホーム「くんねっぶ静寿園」の個室10床、ショートステイ2床、デイサービスセンター休憩スペースの拡張整備の支援を図っていくこととしており、当面ケアハウス建設等の考えはございませんが、今後実施する第6期介護保険事業計画策定のためのアンケート調査等の状況を見ながら、必要な福祉施策等について検討してまいりたいと考えております。

次に、7点目の「平成27年度から介護保険制度が変わり、要支援者向けの事業が町に移管されるようですが、今後の対応をどのように考えていますか」とのお尋ねでございますが、介護保険制度は、平成12年4月に創設され、今年度で13年目を迎えております。

また、平成18年度には地域の相談機関として「地域包括支援センター」が創設され、介護予防事業等の地域支援事業が、市町村事業として開始されております。

今回の介護保険制度見直しの目標につきましては、大きく2点ありまして、1つは、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途とした「地域包括ケアシステム」の構築、もう1つは、システムの中核となる介護保険制度の持続性の確保となっております。さらに具体的な改正内容としましては、1点目に介護度が軽い要支援者向け事業の一部を給付対象から外し、市町村事業に移行すること。2点目に、特別養護老人ホーム入所者を要介護3以上とすること。3点目に、高所得者の自己負担を2割に引き上げること。4点目に、低所得者の保険料負担を軽くすることなど、少子高齢化の進展に伴い、急速に増大する介護費用を抑えることを目的とした内容となっております。

要支援者向け事業の町への移管につきましては、介護の必要度が低い「要支援1」と「要支援2」の介護予防サービスのうち、「訪問介護サービス」と「通所介護サービス」を平成27年度から平成29年度までの3年をかけて、段階的に市町村が実施する地域支援事業に移行するとのこととあります。この見直しにつきましては、今年2月に、町内の介護予防サービス提供事業者等で構成する訓子府町地域ケア会議において、見直しにより現時点で予想される影響等についての話し合いを行ったところであります。制度見直しの詳細等については、平成26年度夏以降、国からガイドラインが示される予定となっておりますので、今後示されるガイドラインの内容等を見ながら行政だけではなく、社会福祉協議会やサービス提供事業者等とも協議を行い、将来を見据えた対応等を検討してまいります。

以上、お尋ねのありました7点について、お答えをさせていただきました。ご理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 孤立死で1週間以上の方はいなかったということですが、町長が平成19年に就任され、今までに孤立死をされた方は何人ぐらいいらっしゃったでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（八鍬光邦君） ちょっと亡くなってからの期間、それから人数も含めて定かなものは何も今持っていませんけれども、19年からということで考えますと2件ほど何となく記憶があるかなと思っております。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 19年の就任から今日までで2件ということではよろしいですか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） はっきりした数字をちょっと答えられませんので、2件ぐらいでなかったかなというふうに押さえてください。名前は思い出すんですけども、大体覚えている範囲で2件ぐらいではないか。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 私が今回この問題を取り上げたというのは、たまたま過去にもそういうことがあったということと北海道新聞の1月30日付の新聞で、やはり全国的、全道的にこういう孤立死をされている方が増えているということで、各市町村にもそういうことで照会をしたということがありましたので伺いました。過去にも孤立死をされていた方がいたみたいですが、そういう事例を踏まえて、今、私ここで言いたいことは、やはり安心して暮らせる福祉の最大の目的というんですか、それは安心して暮らせて安心して旅立てるといふ、その中で1人で誰にも看取られないで亡くなったということは、すごく残念なことに思いました。それで今いろいろな事情があって、そういうかたちになったと思うんですが、今までもあったら、それを受けて、その対策とか、そういうことを考えてこられたことはありましたか。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（八鍬光邦君） 先ほど2件ぐらいと言いましたが、私の記憶の中の数字でございまして、高園の方で1件と大谷の方が1件ということで、2件ぐらいというお話をさせていただきましても、孤立死とか孤独死とかという部分でいうところの定義はまた難しいんでしょうけれども、今回の北海道からの照会のありました中では1週間以上経過した場合の数字を報告を求められたものでございます。それで今、過去にもそういうことがあったんだとしたら、その対応を考えてきたのかということですけども、これは一人暮らしの世帯がかなりの数いますけども、その方が一人暮らしでなくなる限りは二人暮らし、三人暮らしとかということにならない限りは孤独死、孤立死というのは、1日、夜、朝起きた瞬間に亡くなっている方もおりますので、それを防ぐんだ、誰にも看取られないで亡くなっていくことを防ぐんだということは、これはもうとても難しい。ご家族と一緒に暮らしていても、そのことというのは避けられないことがたくさんあると思いますので、非常に難しいところでありまして、特に、今までの北海道に対する回答にもしたように、1週間以上わからなかったということの事例というのは、ほとんどなかったものですから、特別な対応というのは、対策というのは立てておりません。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） いろいろな事件を見ますとよその町で起こったことは、残念ながら自分たちの町にとっても他人事ではないということをしみじみ思い知らされました。それでやはり、訓子府のような誰でも顔の見えるような地域でももしかしたら起こり得るかもしれない。じゃあそのためには、そういうことを防ぐためには、これから、これは道がこういう事例が増えているということで各市町村に照会があったと思いますが、そういう全国的にも北海道的にもそういう事例が増えているということで、やはり見守りというのですか、セーフティーネット、こういうことを防ぐための、それを今どのようなかたちで考えて、また、どのようなかたちで行動されて、システムとして稼働されているか伺います。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（八鍬光邦君） 先ほど、特に、対策は講じていないというお答えをさせていただきましたが、当然のように民生委員さんですとか、それから、何年にもなりますけれども地域担当職員とかそういう中で、それから福祉の各種サービス、愛の声かけ訪問ですとか、老人クラブにお願いをしています訪問サービスですとか、配食サービスもそうですけれども、そういった中で見守りにつなげていくことをひたすら継続して、さらには、地域の町内会や実践会の方々のご協力をいただきながら、見守りを強化していきたいと考えております。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 身近な人の異変に気付くには、隣近所、町内、いろいろな方がいらっしゃると思いますが、例えば、郵便局に郵便物が滞っているとか、新聞が取り入れられていないとか、水道が異常があるとか、電気がつきっぱなし、カーテンがしまらないとか、そういうことを感知した時ですね、例えば、そういう郵便とか新聞、そういう業者、そういう方と異常があったり、何か異変に気づいたら知らせてくださいという、そういうような取り決めというか、協定みたいなのは、どの程度進んでおりますか。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（八鍬光邦君） 今、一刻も早く、毎朝、例えば、新聞ですとか、郵便が定期的にくるかわかりませんが、そういった方々からの目を見ていただくことも一番近道なのかなと思っております。それで特にまだ新聞ですとかの部分、宅配業者ですとかの部分については、特に協議はしたことはまだないんですけれども、郵便局とは「ひまわり事業」というのが、郵便局自体でやっておりまして、これは郵便配達がなければ、郵便物がなければ行かないんですけれども、そういう事業が今郵便局のほうで展開をはじめているということがありまして、今ちょっとどんな内容ができるのかなということで協議を進めている段階でございます。郵便がまるでないところだと結局見に行けないとかということになりますので、何か定期的にはがきでも出さなきゃならないのかとか、そういったことも含めて検討している段階ですけれども、まだ郵便局サイドでも始まったばかりで訓子府町に下りてくる事業としては、はっきりとまだ煮詰まりきっていない部分もありまして、これからそういったことも活用しながら見守りに力を入れていきたいと考えております。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） この新聞の記事の中で気になったのが、孤立死されて1週間以上の方で特に65歳未満の方が48%いたということ。訓子府でも高齢者になると地域の見守り、一人暮らしになるとまたそういう見守りがありますが、意外と65歳未満というのが盲点だったのかなと思います。というのは、まだ年金だとか、そういう経済的なことも十分に受給できるような年齢でもないでしょうし、やはりそういう事例がほかの道内でも増えているということは、そういう事例に備えて訓子府でも困った時、前に福祉なんでも相談ってありましたけど、困った時にちょっと、こんなことで困っているんだというSOSを出せるような場所というのは、若い方も含めて、今どういうところがありますか。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（八鍬光邦君） 先ほどから出ています北海道の調査というのは、今回はじめてやったわけではなくて、毎年のように実施されている調査だということをまずお知

らせしておきたいと思います。

それから、65歳以下といいますか、高齢者と言われないまでの途中といいますか、手前の方の孤立死というものが増えてきているという状況ですけれども、このことについては、見守りというのは、どこから必要なのかということになってしまいますけれども、これはもしかすると20歳であっても25歳であっても30歳であっても同じことになるんだろうと思っております。一応、今、65歳以上を高齢者と言っておりますけど、その65歳ももうちょっと70歳も75歳も80歳にもならないと高齢者と言われたくない方々が増えてきている中で、65歳以下の人たちまでを見守る体制はなかなかできておりませんが、今、福祉保健課に19年でしたか、福祉なんでも相談室というのが設置されて、23年からでしたか、福祉なんでも相談担当ということで変わりましたが、まだ、その役割というのは持ち続けて、電話もよく相談もありますけど、そういう場所がありますので、またそういうことのPRをしながら困った人の声を聞いていきたいと考えております。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） これは年齢は本当に関係ないですね。若くても病弱な方もいらっしゃるし、ですから、いろいろな網の目をめぐらす、そしてSOSをなかなか発信できない人が、相談に来れたらいいんですけど、なかなかできない人がいますので、いろいろな網の目を網を何枚も何枚も重ねると目が小さくなっていろいろな場面で救えることもあるのかなと思いますので、これからもそういう体制づくりですね、それをお願いしたいと思います。

それと先ほど民生委員のことで、今、民生委員、地域包括の一翼も担って困難がある人の把握なども民生委員の方から通報なりあって進んでいるということですが、やはり今いろいろな意味でプライバシーとか個人情報とかいろいろなことがあります。民生委員の方は厚生労働大臣から委嘱を受けた、いろいろな守秘義務もありますし、いろいろなことで一番動きやすいのかなと思いましたが、せっかくいらっしゃる民生委員の方にこういう部分をお願いしたいとか、いろいろなことも問題を共有しながら民生委員の方にもいろいろな情報を流して進めていってほしいと思います。民生委員の今までとそれから今のあれで民生委員の方をお願いするというので、何かありますか。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（八鍬光邦君） 今言われた、ご心配いただきましたように民生委員さんは、厚生労働大臣から委嘱を受けまして、先ごろ、12月1日からまた新しい民生委員さんになりましたけども、地域包括支援センターができました平成18年から相談協力員ということで、民生委員さんに町長から委嘱をさせていただいております。民生委員さんと言えども、それぞれ我々が出している情報かどうかもありまして、大っぴらにはなかなか地区の担当でもない民生委員さんにまですべての情報を与えていいかということも配慮しながら、個別にそういう事例があった時には、民生委員さんからの情報を聞き取らせていただいて、我々のほうからもその担当する民生委員さんにその情報を与えながら、今、一生懸命情報を共有して助け合っというか、ほとんど協力いただいてやっている状況ですので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○ 8 番（河端芳恵君） 高齢者も障がいを持った方もやはり安心して暮らせるためには、いろいろな見守りが必要だと思いますので、よろしくお願いします。

ケアハウスの件ですが、やはり高齢化率も 33% ですか、3 人に 1 人は高齢者になりましたし、身近ないろいろな方たちを見ていても今まで元気でやっていらっしゃった方がどんどん体力がなくなったり弱ったりして、地元からよその町に転出されたりしている方もいらっしゃいますし、もし地元ケアハウスみたいなのがもうちょっとあれば地元でずっと暮らしたいということなんですけど、ケアハウス、当面は建設の考えはないということですが、ケアハウスの意義、それから、これからますます高齢化社会になりますけど、今後に向けてケアハウスをどのように考えているか伺います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 答弁にも書かせていただきましたけども、特養の増床の 10 床の前に夫婦が共に添い遂げることができる施設として、ケアホームとかケアハウスのことも考えましたけども、同じように現時点での補助制度が確立されていないというか、むしろ民間型になってきているということから考えると非常に難しい問題がある。今回、議員さん方のご理解をいただいて、ほとんど補助ない中で起債を充てながら、特養の 10 床、ショートステイ 2 床の増床をしていくということで、まずは当面乗り切っていきたい。同時に今、第 6 期の介護保険の調査活動をやっておりますので、何度か一般質問にも話させていただいていますけれども、例えば、住宅何かでもシルバーハウジング的なことも含めたことを総体として高齢者の方が地域の中で暮らしていける仕組みづくりをつくっていかねばならないのではないかと考えていますので、当面は今、ケアハウスを建設するという考え方はありませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○ 8 番（河端芳恵君） 私ちょうど団塊の世代なもんですから、先ほど 2025 年問題、今 2015 年で前期高齢者の仲間入りをしました。10 年後の 2025 年には後期高齢者になります。団塊の世代が増え、それを支える人が少なくなり、今現在でしたら 5.8 人に 1 人で支えている高齢者を 25 年には 3.3 人に 1 人、こういういろいろな政府から出てくる試算、資料何かを見ましたら、本当に先行きどのようになるのかとても不安に思います。明日は我が身、他人事ではないとしみじみ感じます。それでこれからますます高齢化に向かいますが、訓子府の中でも高齢化対策、2025 年問題に向けて今しなければいけない、手をつけていかなければいけない問題など数々あると思いますが、2025 年問題に向けて、今どのように考えていらっしゃいますか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 2025 年問題で言いますと介護保険制度が導入されてちょうど 14 年になります。この間に非常に私ども町も特別養護老人ホームが 50 床でスタートした。そしてケアハウスをつくった。そして今また個室の 10 床を拡大していく。さらにまた言いますと地域密着型のグループホーム、在宅ですけれども「はるる」が 9 床だったのが今 18 床になってきている。その点でいくと後吠えのように見えますけども着実にこれらに対して私たちは確かな福祉政策を打ちながら今日に至っている。それが我々の年代が、私も含めてですけれども、超高齢社会の中でその該当する年代になって一気に膨れ上がってくるという時に、じゃあ町として、そういう準備があるのかと。町としてとい

うよりは国として準備があるのかと言ってもらったほうが正確だと思うんですけども、私はやはり介護保険制度の限界というのはもう見えてきている。そうするとこの状況乗り越えていくためには、やはり地域の協力がなければ、福祉社会というのは、絶対成立しないと思っています。例えば、ごみ出し1つにしても、やはり地域の隣近所の人が協力していけるような体制をどうつくっていくのかということは、これから住み慣れた地域で生活するという点では、必要不可欠な状況ではないのかというふうに思っています。高齢者を地域の人が見守っていくという体制をどう現実のものにしていくのか。それは民生委員ももちろんそうですし、さまざまな機関のご協力も必要でしょうし、さらにまた制度として、それぞれの地域における高齢者の方々が集まる機会や、あるいは交流する機会などもつくっていかないとはいけません。基本的には、行政の国をはじめとする行政の施策とともに地域的な協力がなければ、この社会というのは、乗り越えていけないのではないのか。それほど急激な状況に今なっているというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。例えば、こんなご存じだと思いますけども、私もこの講習を受けて認知症のサポーター100万人キャラバンというのが厚生労働省でやっている。私は付けたことありませんけど、資格は持っているんですけども、こういう取り組みも含めて声をかけていくということの世論づくりとか、運動づくりというのは、これから絶対必要なんではないのか。

それから先ほどの孤独死の問題がありました。道新の1月30日付で私もここにコピーありますけども、65歳未満が48%だというふうにかかれていています。48人のうち17人が65歳以下なんだと。だからそれらに対してどうなのかと言ったら非常に難しい。完璧には私はできないというふうに思います。けどできないけども可能な限り行政としても地域の人とか協力しながら、こういったことを少しでもなくなるように、あるいは早期発見に努められるような状況をつくっていくというのは当然のことではないのかなと思っています。末尾にこの記事の中で、道央の医師がこんなことを言っているわけです。警察の依頼で検死を行う道央の医師が孤立死や孤独死の要因の1つは、家族関係や近所付き合いなど人間関係の希薄さにあるというふうに指摘している。まったくそのとおりだというふうにも思いますので、これらも含めて、どうそれらのものをつくっていくのかということが、我々も試されているというふうに思えてなりません。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） いずれの問題も他人事じゃなく、自分たちの問題として、町民皆がしっかり受け止めて考えていかなければいけない問題だと思います。

次の質問にいきます。

未来につながる町政運営と開基120年に向けた取り組みについて伺います。

平成28年に訓子府町は開基120年の節目を迎えます。先人の労苦をしのび「未来につながる持続可能なやさしいまちづくり」の実現に向け町民が「ふるさと 訓子府」の将来像を思い描けるような取り組みの考え方は。

1、開基120年の節目に向けて記念事業などの考えはありませんか。

2、「ふるさとおもいやり寄付」「ふるさと納税」「ふるさと応援団」のPR、進め方をどのように考えていますか。

- 3、町民の心を1つにするシンボルとなる「ゆるきやら」をつくる考えはありませんか。
- 4、訓子府再発見、特産物開発事業や企業との連携の考えはありませんか。
- 5、歌い継がれる「町歌」の選定の考えはありませんか。

以上、伺います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「未来につながる町政運営と開基120年に向けた取り組み」について、5点にわたりお尋ねがございましたのでお答えをいたします。

まず、1点目に「記念事業などの考え」について、お尋ねがございました。

120年という記念すべき平成28年には、町民の皆様とともに、記念事業などを通じ、町の誕生を盛り上げてまいりたいと考えております。

そこで、平成26年度を準備着手の年と位置付け、平成26年度当初予算においても提案させていただいておりますが、町民代表の方たちを中心とした記念事業の企画などを行う組織を立ち上げ、事業内容を検討してまいりたいと考えているところでございますのでご理解願います。

2点目の「ふるさとPR」、3点目の「ゆるきやら」、4点目の「訓子府再発見、特産物開発や企業との連携」、5点目の「町歌」につきましては、120年に向けて、あるいは120年を節目とした具体的な事業についての考え方についてのお尋ねであります。前段で申し上げましたとおり今後、町民の皆様とともに検討してまいりますのでご理解を願います。

なお、4点目にお尋ねのありました「訓子府再発見、特産物開発事業や企業との連携」につきましては、平成26年度予算にも反映しておりますので、ご紹介をさせていただきます。

まず、訓子府再発見につきましては、産業観光振興協議会への支援を通じて「自然、文化、祭り、人」など訓子府の魅力やすばらしさを再発見し、広くアピールしていくため「訓子府の四季写真コンテスト」を実施してまいります。なお、この写真コンテストの作品については、記念事業のPRパンフレットや町勢要覧などにも活用することを検討しております。

また、「特産物開発事業」につきましては、「町民税1%活用制度」として実施の「まちづくりパワーアップ特別対策事業の地域活性化チャレンジ事業」により、特産物開発や事業の立ち上げなどの取り組み支援を平成26年度も継続してまいります。

「企業との連携」につきましては、平成23年度からスタートの「町内農業関連事業所との懇談会」を継続し、各種情報交換、あるいは事業所の立地環境整備、さらに、平成26年度からは事業所の事業活動や地域における役割などを広く、そして深く町民の皆様理解いただくとともに、町の社会経済への貢献など、さまざまな形でまちづくりに参加いただける環境を整えるため、「元気なまちづくり貢献企業等応援事業」を新たに創設するなど、より一層、連携を深め、町の未来づくりにつなげてまいりたいと考えております。

以上、お尋ねのありました5点について、お答えをさせていただきましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 私もこの度この質問を考えた時、図書館に行きまして今までの訓

子府村史、訓子府町史、続訓子府町史ですか、それを見ました。やはり先人の思いというのは、素晴らしいものがあって、私たちは、それをきちんと後の世代に伝えていかなければいけないなとつくづく感じました。今、私たちの生活は、先人の苦労の上に成り立っているということをしみじみ感じました。それで私ちょうど開基60年、昭和32年ですね、自分の一番、開基、開町記念で覚えているのは、昭和32年で小学3年の時、開基60年のいろいろな行事がありました。その時の歌とか、いろいろなのをまだ覚えております。それだけ町ぐるみ、学校ぐるみも含めて大きなお祝いごとだったのかなと思います。今ここで120年に向けて、これから具体的な取り組みということですが、午前中の工藤議員の質問の中で、社会教育中期計画のことが出ておりました。それと町長と教育長の執行方針の中で、くんねっぶの未来づくり大会について出ておりましたが、以前、町民憲章、昭和45年に開町50周年と町制20周年で町民憲章を制定して、その後しばらく町民憲章推進の集いがありましたが、このくんねっぶの未来づくり大会は、これは何を指してどのような取り組みなのか伺います。それとやはり社会教育中期計画の中に今までの訓子府を見てこれから何を残していくのかということで、これはちょっと希望なんです、この中に社会教育委員15人で何かこれから構成されるということですが、それも含めて、そういう中にぜひ女性の声を入れてほしいなと思います。

○議長（橋本憲治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（上野敏夫君） ただいま、くんねっぶの未来づくり大会の内容について、それから社会教育中期計画の女性の登用ということでご質問をいただきました。

このくんねっぶの未来づくり大会につきましては、以前、町民憲章、議員も質問されておりますけども、似たようなかたちで進めてまいりたいというふうに考えております。これは新年度はくんねっぶ巡回講座、それらも含めて、地域の課題を掘り起こして、なおかつ町民の共通の話題、これをくんねっぶの未来づくり大会で課題解決のために開催をしたいというふうに考えてございます。課題ばかりではおもしろくないので、一方では、訓子府の良さもここでいろいろな活動の披露もしていただければというふうに考えてございます。

それから、社会教育中期計画の女性の登用の関係でございますけども、私も議員と同じようにその考えをもってございます。これからのまちづくりの部分につきましては、いろいろな部分で女性の声をいかに届けるか。これが1つのポイントになってくるだろうということで私も考えてございます。

そういったことで、社会教育委員の中に5人の女性がおりますけども、社会教育委員プラスあと3名ほど、この策定委員の中に入れて15名でやっていく予定でございますけれども、その中に女性2人もしくは3人というふうなことで、女性の登用を半分半分ぐらいで考えていきたいというふうに考えてございます。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） ぜひお願いいたします。開基120年の取り組みも含めまして、これからの未来をどのように考えるかということなので、やはり今をどうとらえて次の世代に何を伝えていかなきゃいけないかということだと思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

ふるさとおもいやり寄付、ふるさと納税についてですが、今テレビ何かでしきりにふる

さと納税のメリット、何か違うなという感じはしますが、やはりPRというのですか、訓子府の場合は、何かとてもわかりづらいんですね。ふるさと納税という言葉が前面に出てこないで、ふるさとおもいやり寄付ということで、訓子府のホームページを見ましても、そういうような案内です。ですから、そして横にふるさと納税もみたいなかたちなんですけど、ちょっとわかりづらいし、訓子府の場合は、1口5千円という規定がありますね。今まで寄付をしていただいた方に企画財政課ですか、応援団だよりということで、それも見せていただきましたら、かなり良い、ぜひ訓子府の町民にもこういう内容をお知らせしてほしいなというような、とても興味のある内容でした。訓子府は、おもいやり寄付ということで、納税という言葉とちょっとその辺のどういうふうが違うのか。それとお礼ですね、応援団だよりを発送しているみたいですが、それはどういう、例えば寄付をいただいたら、その1年間は応援団だよりをしているのか、その辺のお礼の仕方、また、今ほかの町村でしきりに納税を進めたらこういうメリットがありますみたいなことが言われておりますが、訓子府としてもそれを進めるような考え、できれば訓子府産の大豆でつくったみそとか訓子府の特産品でつくったお菓子だとか、何かそういうようなものがあればいいのかなと思いますけど、お礼ですね、寄付をされた方に今どのようなお礼の仕方をしているのか。

以上を伺います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 後段のほうのふるさと納税と応援団だより、それからお礼の考え方については、担当の企画財政課長から答弁をさせますので、私のほうからふるさと納税とふるさとおもいやり寄付の違いは何なのかというところだけ話をさせてもらいたい。私が町長になる時に地方交付税がかなり減らされてきている。それは三位一体改革の中で補助金とか交付税の見直しをやらされて財政的に非常に厳しい状況に立たされているということは重々承知していましたので、そこで1つ政策的な参考にしたのが長野県の^{やすおか}泰阜村のふるさと寄付の制度でありました。これは町の出身者や^{やすおか}泰阜村に協力いただける方については、1口5千円のご寄付をいただいて、それを有効的に歳出に使わせていただくというものでございましたので、これに基づいて実はつくってマニフェストでも提案させていただきました。その後というか、前後してだと思えますけれども納税の話が出てまいりましたので、これをリンクして今やっているというのが経過的には私の記憶ではそういうことでスタートしたということをご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） ちょっと後段の部分で若干ご説明したいと思います。

まず、お礼の部分なんですけども、今、町長が申し上げた部分でいきますと、おもいやり寄付金とふるさと応援団というのは、ちょっと制度的に違う部分がございます、連携して進めている部分でございます、応援団だよりにつきましては、応援団の登録をされている方に年4回ですか、送らせていただいている部分でございます。それとおもいやり寄付金の部分のお礼と言うか、おもいやり寄付金自体は4つの項目がございます、そこに指定して寄付金をいただいているということがございますので、その年度にご寄付いただいた部分の方に何に使ったかということをお示しをしまして、お礼にかえさせていただいて、郵送というか、かけているというのが実態でございます。あと各特産品の関係に

つきましては、議員もおっしゃられるとおり非常にメディアの力というか、報道とともに億単位のお金も含めて集まっているところというのもお聞きしていますので、そういう意味では、趣旨がうちの今のおもいやり寄付金と違いますけども、そういう部分でいけば検討も含めて進めてまいりたいというふうに考えていますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 時間がないので、町歌、町の歌について、ちょっとお伺いいたします。

今、訓子府音頭、お祭りなんかにあります。それと訓子府小唄というのが昭和26年の町制施行の制定と同時につくられたみたいです。その時に町章もつくられました。それで訓子府音頭は、皆さんまだわかると思いますが、訓子府小唄というのは、記憶でいうと昔、有線放送か何かあった時のオープニングテーマか何かにかかっていたのかなと私も聞いたことがあります。それで以前に山本議員からも質問として提言がありましたけど、開基90年の時「我が地 我が町 訓子府」、この歌は、町民劇の時につくられた歌で、私もその時に合唱に参加して、とてもいい歌だなと思って、その後しばらくいろいろな行事の時に歌われたりしていましたが、今ここで訓子府の歌として認定というか、制定とか、そういう考えはありませんか。

それと最後に、私たちは、今までの訓子府の歴史をどういうふうを受け止めて、どういうふうに次の世代に残したいのか、残さなければいけないのかということについて、たまたま図書館で町史を見たりしていたその中で町制制定の時から町長をやっていたらしゃった谷本泰三郎さんが、町史の発行に向けて書かれていた文章がとても感銘を受けましたので、今ここで読み上げて町制120年、これから私たちが次の世代に伝えていかなければならないことは、こういうことかなと思いましたので読みます。

新しい創造は歴史の考証から生まれる。政治も経済も文化も皆、歴史の考証を必要とする。町づくりは身近な郷土愛から出発するのが自然であり、郷土を愛するには、郷土史を知らねばならない。歴史を知ることが将来の輝かしい歴史をつくる源になる。

今、120年に向けて私たちが今一度考えていかなければいけない言葉だなと思いたしたので、今までいろいろな中で、町長総括的にありましたらお願いします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

あと1分でございます。

○町長（菊池一春君） 大先輩の谷本泰三郎さんの言葉というのは、深く胸に刻みながら、訓子府町史を私自身も読ませていただいた経緯がありますし、前々の町長だった佐藤忠義さんが思いを込めて訓子府村史の再版を要請して私どもも、その実現の努力を重ね実行してきたということもございます。改めてこの120年の重みを受け止めながら、町民の代表の方とともに開基120年を歴史的な120年の年にしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思えます。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） これで私の一般質問を終わります。

○議長（橋本憲治君） 8番、河端芳恵君の質問が終わりました。

ここで、午後3時10分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午後 3時 1分

再開 午後 3時10分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を継続いたします。

次は、2番、佐藤静基君の発言を許します。

2番、佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） 2番、佐藤静基。

新年度の町政執行にあたりまして、町民の健康増進のための町の公共施設の有効活用について、考え方を伺いたいと思います。

町民の誰もが共通の願いの第1位は、健康であると思います。本町には、必要とする立派な施設がつくられ整備されておりますが、高額な事業費をかけ開設された施設は、その後は、高い運営コストを必要としています。この施設をもっと有効に活用して多くの町民が少しでも健康増進に役立てられないものかとの考えから質問に立ちました。

平成23年と24年の2年にわたりまして、65歳以上で要介護認定を受けていない人を対象に実施された「訓子府町日常生活圏域高齢者ニーズ調査」の結果から、注目すべき点として生活機能状況調査の中で「閉じこもりとなるおそれの高い状態にある方」についての調査であります。閉じこもりがちと答えたのは20%、245人で、そのうちの55% 136人が足や腰などの痛みが理由で外出を控えざるを得ないという点であります。

加齢に伴う運動機能の低下が影響していると考えられますが、改めて高齢者の「体力づくり」「体力維持」の必要性を痛感したところがございます。その対策の1つとして、現在の施設を有効に活用しての体力増進のため、その役割を利用拡大してはとの考えから、以下の件について伺いたいと思います。

1として、町民みんなが水と親しむ機会を多くするとして、各種の機能を整えた「温水プール」の活用であります。オープン以来、18年が経過しまして、現状までの運営と活用状況、その事業効果をどのように評価しておられるのか伺いたいと思います。

2として、本町も少子高齢化であり、将来も人口減少が進むと予測されている中であって、町営の「温水プール」としての運営の位置付けは、どのように考えていくのか。

3として、いつまでも健康で元気で暮らすために「町民の健康づくり」に「温水プール」を有効的に活用した保健事業としての積極的な利用拡大に取り組む考えはないか伺います。

4として、町の福祉センター「うらら」は、町民の「健康づくり」「地域福祉の拠点」として、子どもからお年寄りまで年代を超えて利用される施設であります。「機能訓練 健康増進室」では、その目的の役割を担うものであり、大いに活用されるべきものと考えております。開設以来12年が経過いたしました。現在までの活用状況、事業効果をどう評価されているのか。

また、今後の活用について、取り組み方と考え方について伺いたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 「町政執行にあたり、町民の健康増進に施設の有効活用について」4点のお尋ねをいただきましたが、私のほうからは、1点目と2点目についてお答え

をいたします。

訓子府町温水プールKAPPAは、平成7年5月にオープンし、25m公認プール6コース、低学年プール、幼児用プールのほか、流水プールやウオーターライダーを有しており、泳ぐだけのプールではなく、レジャー、健康増進的な要素を兼ね備えて、幼児から高齢者、身体にハンディキャップを持たれる方まで幅広く利用していただけることを目的に健康体力の向上、身体の調和的発達、医療的効果や住民の交流の場として、施設整備したものでございます。

まず、1点目の「温水プールの現状の運営と活用状況、事業効果について」のお尋ねですが、平成7年のオープンから平成25年度まで、19シーズンを経過して子どもから高齢者まで幅広い世代の多くの人に利用されており、現在までに延人数で約6万1千人に利用されております。

開設当初は、5月から10月末までの6カ月間の開館でしたが、予想以上に利用者があり、平成8年4月からは11月末までの8カ月間に延長して開館をしておりました。その後、4月・11月が利用者が著しく減少することや、維持管理経費が増高することから、施設の効率的な運営を図るため、平成21年からは4月29日から11月10日までの約6カ月間を開館期間にしているところです。

施設の利用状況としましては、平成7年度のオープンから平成11年度まで約4万人以上の利用がありましたが、平成12年度から平成17年度までは約3万人台、平成18年度から平成25年度までは2万人台の利用となっており、少子化や社会環境の変化により、利用者は減少傾向にあります。

温水プールの利用内容としましては、平成25年度は、約2万1千人の利用がありましたが、そのうち個人利用者が67%1万4千人、団体利用者が33%7千人となっており、個人での利用が多く、町内、町外の利用比率では、約半数が町内利用者となっています。

次に、事業効果についてですが、温水プールになったことにより、長期間にわたって利用することが可能となり、社会体育事業の各種水泳教室、学校水泳授業、水泳少年団の活動が活発になったことや全身バランスが良く鍛えられる水泳を通じて、幅広い世代に体力増進の環境づくりができたものと考えております。

また、流水プールを整備したことや水温を高く設定していることで水中歩行などの水中運動を親しむ利用があり、健康増進やリハビリのために利用される環境づくりができたことから町民の健康意識が高まるなど多くの効果があったものと考えております。

さらに、土日など休日を利用して親子がプールで遊ぶ微笑ましい姿も多くみられ、家族のコミュニケーションづくりに寄与しているものと考えております。

2点目の「少子高齢化により将来の温水プール運営の位置付けをどのように考えていますか」とのお尋ねですが、現在の約6カ月間の開館期間になった平成21年度の利用者数から比較しますと平成25年度で約11%、2,600人ほど減少しています。その要因としては、施設の利用者の半数を占める個人利用者数が減少したものであり、全国的に言えることですが、スポーツ施設の利用は少子化や趣味・娯楽が多様化したことによるスポーツ離れなどが考えられます。

一方、65歳以上の高齢者の利用は、平成25年度に約900人の利用があり、平成2

1年度から26%アップしていますが、その要因としては、高齢者における健康志向の高まりによるものと考えられ、プールの全体利用者からみると比率は高くありませんが、わずかながら増加しております。なお、平成25年度の全体利用者に占める幼児、小中学生は約1万3千人で約60%を占めており、本町の温水プールは子どもたちの利用率が高いのが特徴となっております。

今後、少子高齢化や社会環境の変化などの影響を受けて、利用者が減少することが危惧される場所ですが、水泳・水中運動は陸上運動と違い、腰・膝など身体に負担をかけないで、体力づくり、健康づくりができる特性を生かし、運動効果があることをもっと広く町民へPR活動を行うとともに、各種スポーツ教室を開催することや水泳少年団やサークル活動の支援を継続し、子どもから高齢者まで幅広い年齢層に水泳・水中運動を親しめる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

また、温水プールは、町民の体力づくり、健康づくり、余暇利用の重要な拠点施設として、利用者の皆様に満足をいただけるような施設運営をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 3点目からは、私からお答えをさせていただきます。

3点目の「いつまでも健康で元気に暮らす、町民の健康づくりに、温水プールを有効的に活用する保健事業として、積極的な利用拡大に取り組む考えはないか」とのお尋ねですが、町民の健康づくりを目的に温水プールを取り入れた保健事業につきましては、高齢者を対象に平成14年度から4年間にわたり実施した経過がございます。

平成14年度に実施しました高齢者実態調査におきまして、腰痛や変形性膝関節症などの骨・関節疾患が本町高齢者の疾病の上位を占めていることがわかり、これらは加齢に伴う筋力低下がひとつの要因であり、痛みは高齢者の自立と日常生活への影響が大きいと言われておりますことから、「元気な高齢者をめざす“健康づくり”」として、また、高齢者の温水プール利用が低いこともあり、水中運動をプログラムの柱として、平成14年度から17年度までの4年間、高齢者が主体的に介護予防に取り組むことを目的に、概ね週1回、3カ月間の高齢者運動教室「いきいきらら教室」を実施しました。

水中での運動は、浮力によって骨や関節にかかる負担が少なく、筋肉の緊張を和らげ、関節可動域を改善、さらには水圧や水流を利用した筋力の維持や向上、バランス能力の改善にも有効であると言われており、膝や腰部、股関節などの痛みを訴えていた高齢者も、日常では困難な動作も水中では可能になり、負担なく実践することができました。

高齢者の健康づくりの1つとして、水中運動による運動教室を実施した結果、体力的には筋力やバランス、歩行能力の維持に効果がみられ、さらには身体的側面だけでなく、積極性や社会性などの側面でも高齢者の閉じこもりの予防や自ら介護予防に取り組む動機付けなど、期待された効果があったと思われま。

また、教室終了後も運動を継続することを目標とした自主グループが発足し、健康づくりの活動が続いているなどの効果もみられたところです。

しかしながら、高齢者にとって、プールは自分に関係のないところ、水が冷たい、水が怖い、水着になることへの抵抗など高齢者がもつ水中運動に対する不安やマイナスイメージも強いのが現状でもありました。

また、いくつかの課題もありました。1つ目に、冬期間の温水プールの閉館や積雪による身体活動の低下です。教室で同時に行っていた活動量の調査では、3カ月の教室で身体活動量は増加しましたが、半年後の冬の活動量は低下をしていました。

2つ目に、教室の実施によって健康な生活への動機付けができ、自主的なグループが発足するなど継続した活動につながりましたが、このことは同時に運動をサポートできる指導者や運動ボランティア等の人材の育成の必要性が課題となりました。

その後、平成18年10月に介護保険法のもと地域包括支援センターが設置されたことにより、地域支援事業として介護予防事業に取り組むことになり、温水プールでの教室開催が難しくなるところです。

現在は、総合福祉センターの多目的研修室を会場に、高齢者の運動器機能向上、口腔機能向上、認知症予防を目的とした介護予防事業の「はっちゃき塾」や「脳活性化教室 脳げんき塾」を開催しているところです。

保健事業による積極的な温水プールの利用拡大についてのお尋ねですが、本年1月18日に、町民の健康づくりを推進することを目的に開催しました健康まつりにおきまして、福祉保健課と社会教育課が連携して事業を進めたところですが、今後においても、例えば指導者や送迎等の問題もありますが、介護予防事業で実施している「はっちゃき塾」や「脳活性化教室 脳げんき塾」に参加された卒業生の皆さんが現在も月1回、卒業生のつどいとして、約70名の方が集まり、軽い運動等を通して健康づくりを実践していただいておりますが、この卒業生の皆さんに温水プールまでの利用につながるかどうかはわかりませんが、スポーツセンター等各種施設を有効に活用しながら健康づくりに役立てられるようなことができないか。さらには、毎年、福祉保健課の保健師が老人クラブ等に出向いて健康相談等の活動を行っておりますが、平成26年度からは、社会教育課の職員も同行し連携した中で、新たに体力づくりや健康増進のPR活動に取り組む予定であり、両課が連携して健康づくりにつながる事業について検討してまいりたいと考えているところですので、ご理解を賜りたいと思います。

4点目に「うらが開設して12年が経過するが機能訓練・健康増進室の現在までの利用状況と事業効果をどう評価しているのか。また、今後の活用についての取り組みと考え方」についてのお尋ねですが、市町村の保健センターは、昭和53年度から国の要綱通知に基づき、地域住民に密着した健康教育、健康相談、健康診査等の対人保健サービスを総合的に行う拠点として整備がすすめられておりましたが、平成6年7月から保健所法の改正により新しく「地域保健法」が創設され、市町村保健センターが法的に位置付けられました。

町民の健康は、子どもと同じく町の宝であり、一人でも多くの町民の方がいつまでも健康でいられることが、医療費の縮減を含め町の最重要課題の1つでもありますことから、町民の健康づくり及び福祉の向上を推進するため、総合的な保健、福祉サービスを提供するとともに、町民の自主的な保健、福祉活動の拠点とすることを目的として平成13年度に役場庁舎に併設するかたちで総合福祉センター「うらら」の整備を行ったところがあります。

総合福祉センターの開設以来、健康増進室の利用拡大、町民の健康づくりを目的に、健康増進室の運動機器を利用し、壮年期の方々を対象に「健康・運動教室」の開催や体力測

定、健康運動指導士による個別の運動処方が受けられる運動相談事業を実施してまいりました。

お尋ねのありました機能訓練・健康増進室の利用状況ですが、機能訓練・健康増進室には、ウォーキング器具の「トレッドミル」や自転車こぎの「エアロバイク」、かたちや高さの違う天然の石の上を歩く「健康遊歩道」、交流電圧でつくられた電界の中で椅子に腰かけることで自然治癒力を向上させる「ヘルストロン」、「自動血圧計」や「体組成計」など高齢者等が健康維持や運動不足解消に役立ててもらおうための健康運動機器を設置しており、毎日、町民の皆さんにご利用いただいているところです。

利用者数は、いずれも延べ人数になりますが、平成13年度は、1,182名。平成14年度は1,793名。平成15年度は1,532名。平成16年度は1,678名。平成17年度1,634名。平成18年度1,541名。平成19年度は1,480名。平成20年度は1,606名。平成21年度は1,280名。平成22年度は1,166名。平成23年度は935名。平成24年度は825名。平成25年度は途中ですが、1月末までで549名。開設から今年の1月末までで延べ1万7,201名のたくさんの皆さんのご利用をいただいております。

平成24年度の実績で申し上げますと、1年間の利用延べ人数825名のうち、1団体15名の利用を除く、個人の利用延べ人数は810名で、男女別では男性が286名、女性が524名となっており、女性の利用が多くなっております。年代別で見ますと70歳以上の女性が298名、70歳以上の男性が270名、次いで50歳代の女性が140名、60歳代の女性が79名となっておりまして、夏の期間は屋外での運動も可能でありますことから、利用が少なくなる傾向ですが、冬の期間になりますと寒さが厳しくなり、降雪等により屋外での活動や運動が制限されるため、冬期の健康維持を目的に屋内のうららの施設を一日を通して高齢者等の方に利用いただいております、その役割を十分果たしているものと考えているところです。

これらの施設につきましては、広報誌や折り込みチラシ等によりPRに努めておりますし、健康推進員の研修会や各種教室等においても、機器を利用した健康教育等を実施し、地域の皆さんに機器の利用をPRしていただくようお願いもしているところであり、多くの町民の皆さんにご利用いただければと考えているところです。

しかし、施設は基本的には、町民誰もが利用することができる場所と考えておりますが、この場所は、上部が空間となって空いており、隣りあわせの執務室との兼ね合いから、どちらかという高齢者等が健康や体力を維持するため自由に利用していただく場所と考えており、若い元気な方やスポーツ選手等、体力アップや技術力アップのためのトレーニングのような激しい運動のための利用は、ご遠慮をいただいておりますので、この点についてもご理解を賜りたいと思います。

健康増進室はガラス張りでありますことから、利用される方から、執務室等から見えないうようにしてほしいという要望があり、目隠しシールにより利用しやすい環境に配慮しておりますし、また、利用される方の中には90歳を超える方もおりまして、毎朝元気に通って来られるお姿を微笑ましく拝見させていただいておりますが、いつまでも健康で元気に通い続けてほしいと願いながら、なくしてはならない大切な場所でもありますことから、定期的に機器の保守点検を実施しており、安全に安心して利用いただけるように、そ

の管理に努めているところです。

今後の機能訓練・健康増進室の活用についての取り組みと考え方につきましては、前段申し上げましたように個人の利用が中心となりますが、90歳を超える方にも毎日ご利用いただいております、これらの利用者を大切に、運動が嫌いで苦手な、また運動に自信がない、体力に自信がない等といった方が、気軽に安全に利用できる施設として、しっかり管理をしてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、機能訓練・健康増進室に限らず、本町にある施設を有効に活用しながら、医療費や介護給付費等を少しでも縮減できるように、何と云っても町民の皆様がいつまでも元気に過ごせるように、関係課が連携して健康づくりに努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お尋ねのありました4点につきまして、お答えをいたしましたので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） 大変ご丁寧に答弁をいただきまして、私の意図するところはすべて答えていただきました。少し時間がありますので、実は、再質問に入る前に、少し私の温水プールの運営についてのこだわりと意思について触れてみたいと思います。

娘が4年生の時の学校の水泳の授業参観日の時でした。水泳に熱心な女性がいました、水泳は一度泳ぎを覚えたら一生忘れないものです。訓子府の子どもたち全員が泳げるようにしたい。こういう強い熱意におされまして私は今の水泳少年団を設立いたしました。その2年後、壁にビニールを張っただけの普通のプールに今年開催される予定であります網走管内のスポーツ少年団水泳大会の当番があたりました。当時のプールですから、水面に虫が浮いているような状況の中で、子どもたちは真剣にがんばって大会新記録が27個、翌日の新聞には少し大きく取り上げていただいて、仲間の皆と感激した思い出がございます。そして、その水泳少年団が現在も活動を続けていることが大変うれしく思っております。

しかし、残念ながら、今の答弁とは、ちょっと違う方向の見方がありまして、残念ながら町のアンケート、これは平成17年だと思っておりますが、10年の総合計画で住民から大きなアンケートをとりました。その中で項目の1つに町の不要とする施設ではダントツの1位と2位が歴史館と温水プールでした。私は今後ともただいまの答弁にありましたように熱心に利用している方がおられますから、何とか必要だという思いを町民に理解され、受け入れてもらえる事業として継続を願っているところでございます。

先ほどもいろいろ答弁の中に細かく数字をあげて答弁をいただきました。重なるかもしれませんが、現在の温水プールは平成7年、6億2千万円をかけて完成いたしました。施設の内容については、当時、議会でもいろいろと議論があったと伺っておりますけれども、町のシンボルの1つとしてぜひという当時の町長の強い意向から現在のかたちとなったと聞いております。18年が経過いたしまして当時の人口が6,850人とあります。現在5,405人ですか、推計ではさらに26年後には3,100人の町と予測されています。先ほども答弁がございましたけれども、利用状況ではオープンから5年間は年平均4万人以上、その後、環境の変化といいますか、時代の流れでしょうか、この4年間平均は2万3千人、ちなみに昨年の25年度は、ただいま答弁がありまし

た数字でございます。この18年間には運営の改善もいろいろとさせていただきました。平成19年から本格的な財政健全化の取り組みもあり、また、運営期間の短縮などの経緯もありまして利用人数を単純に比較することはできませんけれども、開設当時の2分の1であります。

また、運営のコスト面では、平成19年までは平均しますと長い期間ですから平均しますと3千万円以上、その後は担当課の経費の削減の努力や利用者の理解もありまして、現在は2千万円前後となっております。一方では、老朽化も進みまして多額の修繕費が必要な時期となっております。平成25年度から30年までの5年間の改修計画では、3,580万円が必要となっております。

以上のように、温水プールの運営環境が大きく変わりました。現状の財政の状況の中では、結果として、町民の重たい負担の1つになってくると思っております。北見市では19億円をかけて市営の温水プールの建設計画がございます。当町としても、これ以上、利用人数の増というのは、非常に困難な状況にあると思えます。

そこで、先ほどの答弁でいろいろと他の利用というものも行われているようですけども、あえて今回提案したいことは、今の時代、いわゆる高齢化の時代であります。温水プールの事業効果を高めるために、町民の健康づくりに、特に、高齢者になってもできるだけ介護を必要としない健康な体力を維持するため温水プールの保健事業としての役割を拡大して事業効果を高める。このことが極めて意義ある取り組みであると考えます。どこの町でも高齢化が進みまして医療費と保険事業への増額傾向には、町民も行政も大きな負担となっております。それを短縮する最大の効果は、少しくどくなりますけども、医療に頼らない自立できる町民の健康づくりと思っております。

改めて伺います。

温水プールの活用を保健事業として、今後、取り組む具体的な考え方として、私は基本的にもう少しやはり保健のために積極的に温水プールを利用すべきというふうを考えています。年間のまとめた数字を教えてくださいましたけれども、1日平均3から3.5人ぐらいであります。かつては私の親もプールができた時には、隣近所のおばさんと本当に泳げたかどうかはわかりませんが、毎日のように楽しみに通っていたのを見ておりますし、そういうことを考えますともう少し収支でなくて利用効果からすれば私は保健事業というものにもう少し取り組むべきというふうと考えております。

2つ目として、今後の温水プールの事業の継続に期待をするところでありますけれども、現在の状況の運営の中で、いわゆる非常に大きなお金がかかります。ざっと計算しますと18年間の間におそらく運営費だけでも5億3千、4千万円の計算になります。その中で、この財政規模の中で事業費に限度額というのを考えているのかどうか、ちょっと伺いたいと思えます。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 佐藤議員の温水プールの思いも含めていろいろご質問も含めてあったところでございますけど、確かに過去に今の児童センターゆめゆめ館のところにプールがございまして、19年前に温水プールを建てて、先ほど答弁でも申し上げましたように、うちの町のプールの特性としては、ただの公認プールというか、泳ぐだけのプールだけではなく、ウォータースライダーとか流水プール、それと幼児用プールという幅広い

世代に楽しんでいただくということで当時開設して、先ほど言いましたように61万人、延べ人数の利用があった。ただ、4万人から3万人に利用人数が減って、今は2万人、去年は2万1千人というかたちでございますけど、そうは言いながらもやはり町民の体力づくりや健康づくりの重要な拠点だというふうに私も思っております。それと総合計画の中でのお話も不要な施設もございましたけど、やはりスポーツ施設、いろいろな施設も含めて、やはり利用される方が何人いるからその施設が有効な施設だということは、なかなかいえない部分もございまして、やはりそのことを活用しながらというか、プールという、先ほど言いましたように、いろいろな幅広い世代にやはり活用していただくように今後も努めていきたいと思っております。特に、前段申し上げたように少子化というのは今後、今までの議員の質問もあって町長が答えていますように、人口的にいけばやはり減少していくことは止めることができませんし、先ほども申し上げましたように、うちのプールの特性として、6割ぐらいが子どもが利用されているということで、少子化がこのまま進めば、やはり今の2万人台から、例えば1万人台に減るということも危惧されているところで、それと佐藤議員もおっしゃるように、北見市民プールが26年度に建設されて再来年度からオープンするというので申し上げますと利用者の半分は町外からの利用です。地理的にいえば、北見市民が多く利用されているというところがあると思います。ただ、先ほども言いましたようにやはりうちのプールの特性としては、ほかとは違ういろいろな意味合いを持ったプールだという、その辺を役割分担しながら私どもは温水プールの利用促進に向けていきたいと思っております。

それと保健事業の関係でございますけど、先ほど町長が答えましたように、町民はやはり健康が第一だというのが望みですし、医療費の抑制にもその辺健康が第一だと思っておりますので、健康まつりというのを今年1月に開催したんですけど、社会教育課と福祉保健課が連携しながら、健康まつりを盛り上げて、その時はお子さんからお年寄りまで幅広い世代に来ていただいた。その辺も含めて、先ほど町長が答弁したように、はっちゃき塾や脳活性化事業の卒業生70名の方が、それぞれ卒業生としての独自の活動をしておりますので、その辺の方々と福祉保健課と連携しながら、その方たちが利用できるか、高齢化は避けて通れませんので、その辺もより一層連携しながら保健事業に取り組んでいきたいと思っております。

それと財政的な、2点目の目途というか、今2千万円ほどかかっているんですけど、その辺をどう人数が減った中で目途があるのかというご質問ですけど、やはりその利用者が減少していく中で、どのような原因の中でその辺が利用が減少していくのかをさぐりながら、例えば今6カ月間開館しているのを今後多少利用期間を縮めるとか、その辺も検証しながら今後の財政運営に努めていきたいのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） そのまま教育長にちょっとお尋ねしたいんですが、まったくそのとおりでして、今年の26年度の教育執行方針の中で、社会教育の推進、9番目として、健康づくりというのが掲げておられます。内容を読み上げますと中高生を対象としたトレーニング講座や高齢者を対象に無理なくできるトレーニング方法を紹介する「スポーツセミナー」などを開催するほか、福祉保健部門との連携協力により、今お答えになったとおりですが、老人クラブへ訪問し、体力づくり・健康増進のPR活動を新たに実施するな

ど、町民の健康増進に向けた各種事業を進めていくとございます。今、答弁していただいたとおりで、例えば、私は基本的に今の時代3割が高齢者、65歳以上ということになります。今、ご理解いただきましたように医療の関係で非常にやはり各施設の活用を、要介護とかにかからないまでの訓練が、非常に基本的にもっともっと必要だと私は思っているのです。

そこで例えば、今、答弁の中に含まれておりますけれども、当時、若がえり学級で活動していた水泳部というのがございました。それにうちのお袋が入っていたかどうかはわかりませんが、その復活といいますか、そういうテーマをあげて体力増進、病気回復後のリハビリなどを保健師、それからスポーツ指導員との協力を得て、今、答弁いただきましたね、泳ぐだけのプール活用から町民の健康づくりとしての具体的な取り組みが含まれているのか、これなかなか丁寧な答弁をいただきまして、1つも漏れてはいないんですが、実際に取り組みたいという、PRするといっても、なかなか裸ではありませんけど、非常に高齢になってちょっとこうかっこよくなってきますとなかなかプールに行くあれがない、それで先ほど出ました27mの流水プールですか、こういう質問をする私は資格がないのかもしれませんが、あまり夏しか運営しておりませんので、しょっちゅうのぞいてはおりせんけど、いつもご丁寧に数字をいただく担当課からの数字を見ますと収支ではまったくそれは町の事業というのはそういうものだと思いますけれども、私はもう少し高齢者が行って、足腰、先ほど町長の答弁にもございましたけれども、体力づくりにはやはり水泳ぐらい素晴らしい、何て言いますか、あれがないと思うんですよ。それできっかけとして、そういうふうにお誘いするというか、そういう仕事を私はもっとやってほしいと思うんですよ。今、答弁にございましたけれども、保健師さんが老人クラブに訪問しますよね、そこでぜひ行ってくださいと言ってもだめだから、できれば先ほど教育長があげたような中で、ちょっともう少しまめにそういうグループをつくるというか、そういうかたちをつくって、きっかけをつくってやらないとなかなか難しいんですよ。実際現場といいますか、利用する方からみれば、なかなか、泳げるんならいいけど水の中に入ってシャバシャバするだけではなかなか勇気がいりますから、そういう指導も今回の町民の健康づくりとして、今あげた方針の中に具体的にそういう考えは持っておられるのかどうか、もう少しお話をしてください。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま、若がえり学級も含めたお話をいただきました。まず、若がえり学級の私自身が今、知り得ている中でのお話をさせてほしいと思いますけど、まず、若がえり学級ができた時に佐藤議員がおっしゃるように水泳部なるものがあって、冬場はやっていませんけど、卓球をやっていたと。そこで20数名ほどの若がえりの学級生が水泳をやって10年ほど続いたように聞いております。ただ、そのやるきっかけが、やはり学級生の中に水泳が得意の方がおられて、その辺で健康づくり、体力づくりにやはりそういうところでせっかくできた新しいプールの中で、そういう活動をしようということではじまったもので、その後、皆さん高齢になったのと段々と抜けていって結果的に今は行われていないという現状で、その中で言えば、やはりその世代の学級生が若かったというか、60歳代から今は平均年齢78歳に若がえり学級もなっていることと、あとはクラブ活動が多彩になってきたということで、今は社交ダンスとか違うかたちでの

今、体力づくりというのをやっているというのが現状だということでございます。

それと教育執行方針の中でも健康・体力づくりというところで、社会体育の中で私はあえて高齢者における健康・体力づくりということを掲げさせていただきました。それはやはり高齢者が長生きして安心して暮らせるためには、健康が第一だということで、前段のご説明もありますように、高齢者実態調査の中で閉じこもりがある、そういうことも踏まえた中で、そういう趣味なり、そういうところに出ていただいて、健康づくりに励んでほしいということで、福祉保健課の保健師が巡回的、定期的に行っているそういうところにあわせておじゃまさせていただいて高齢者向けの体力づくりのことを具体的に体操なども含めながらやっていくというのが、今回書き足したかたちですので、その辺が高齢者が今後どのようなことを求めているかを含めて聞き取る中で次年度以降、高齢者の介護予防というか、予防対策に努めてまいりたいと思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） ぜひ指導的な立場を少し考えていただいて、ぜひできるだけプールに通って、高齢者が利用する。そういう指導的な事業も取り組んでいただきたいと思えます。

次に、総合福祉センターのうららの件についてですけれども、答弁でも非常に細かく私が意図するところを非常に的確にとらえていただいて、別にこれ以上のことは、もし実現できるのであれば、何もございませんけれども、あのうららは機能訓練・健康増進室でありまして、この町には、リハビリの専門的なものはございません。リハビリセンターというのはございませんので、もっと町民が気軽に自由に利用できるべきものと考えておりました。今日、熱心に傍聴しておられる方いますけど、ほかのほうからもなかなか入りづらいんだと。それで答弁ございましたように、それなりの対策もしていただきました。これも私もおかげさんで元気ですから、あまりあそこはのぞいたことはないんですけども、町民の目から見れば、非常に高額な機械が入っているのと、ぜひひとつのコミュニケーションの場といいますか、そういう気軽な気持ちであそこに入って利用していただきたいというふうに思っております。担当課の方に言わせますと町の施設を利用して万が一があった時にやはり困るんで見えなきゃ困るという話も伺いました。それは当然のこと、若い元気な人はあんまり行かないんで、機械を使ったり、あるいは突然こういうところでも何が起こるかわからない訳ですから、それは当然、行政の仕事として当然と思えますけれども、去年の議会報告会でもある方から町の施設のこういう施設は非常に使いづらいというよりも入りづらい。そういう声がございまして、これは今、教育長からもいろいろと方法として、できるだけことはやる。確かにそういうことなんですけれども、やはり私ぐらいになりますと平気で一人で行って使えますけれども、一般の方がもしかするとあそこに20人近くの職員がいる。入って行ってあそこでやるというのは、なかなかやはり入りづらいのかな。ここでも先ほど教育長の答弁にもありましたように、まずグループで使用できる、そういうやはり方法はとれないのか。例えば先ほど教育長からお話ありましたように、福祉保健課とやはり連絡を取るというか密にして、例えば、老人クラブの健康指導の回る機会でもぜひ積極的なPRでなく、そういう企画を持って、まずあそこで体験してもらおうというのも1つの方法でないのか。残念ながら、そこまでしてやらんきゃ

ならんのかというかもしれませんけども、なかなかやっぱり、あそこに入るといのは、それなりのやはりはずかしいといいますか、やはり勇気がいるんだと思います。それでそういう機会を通してぜひひとつ利用を引き出していく役目を果たしていただきたいというのがございます。

それから、そこで利用する方に体力増進だとか、中には退院されてリハビリに使いたいということがあるかもしれませんけども、そこで効果的な活用をする指導する体制はできているのかどうかということも、ちょっともしあればどんな手続きで、やさしくといいますか、気軽に利用できるシステムができていいのかちょっと伺いたいと思いますがいかがですか。

○議長（橋本憲治君） その前に、皆様にお諮りいたします。

本日の会議時間は一般質問の都合により、あらかじめこれを延長したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、会議時間を延長する件は可決されました。

引き続き、再答弁をお願いいたします。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（八鍬光邦君） ただいま、1点目の老人クラブ等、グループで利用できるような仕掛けといいますか、きっかけづくりを体験させた中でできないかというようなお話でございました。最初の町長の答弁でも申し上げておりますけれども、どちらかという利用の状況でいきますと個人の利用ばかりが今最近になってございます。おそらく開設当初には視察というか、各種いろいろな町内の団体も含めまして使い方とか、ここにこういう施設があるんだということの部分では多分知っていらっしゃる方はたくさんいるんだとは思っております。その後、見に来てから年数がたつてとかということで、なかなか利用しづらい、入りづらいということもありまして、以前に利用される方から、ちょっと執務室が見えるんでということで、先ほど答弁で申し上げましたとおり目隠しシールを貼って、これ全面貼ってしまうとまた見えなくなってしまうので、足元ぐらいが見えるように、視線が隠れるような位置に貼らせていただいております。

今、議員が言われるように利用者を増やすということ、イコール健康につながるんだということを含めると、なかなか入って来られないんだと。何か体験をしながらだと、もしかして可能性があるのかということであれば、老人クラブの方、あまり広いスペースではないので、一斉にという訳にはいかないのかもしれませんが、それぞれ日を変えながら各老人クラブの方が1団体ずつぐらいが、まず見学をしていただいて体験していただくということは可能なんだろうと。そういうことを考えますと若がえり学級等、老人クラブ等、いろいろ活動されていると思いますので、そういうところと連携を取りながら、そういう時間をとれるのかどうかも含めまして検討して大いに活用していただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、あその施設をリハビリにと退院された方とか、はじめて利用する方も含めてそうでしょうけども、リハビリ等に使いたい等、効果的な利用のために、どんな利用手続きなんだ、指導者がいるのかというお話だったと思いますけども、南玄関、一番はじの

南玄関、西側の南玄関から入っていただくとすぐ左手にありますけども、前のカウンターのところは機能訓練室の前のカウンターのところに向い合せのカウンターのところ利用
者名簿といますか、台帳をつけていただくことになっております。これはお名前を書い
ていただくわけではなくて、私は男性か女性か、何十代の年齢なのかというところを丸を
していただくような簡単なもので、名簿といますか台帳をつけさせていただいておりま
す。そこにその記入をしていただいたら、あとは自由に、開庁時間というんですか、8時
45分から5時30分までの間でしたら、ずっと利用していただいてもかまわない。今現在
も昼休みの方もいますし、朝から来ている方もおりますし、夕方に来られる方もいま
すし、ぼかんと間あく時間帯もありますけども、誰かしら必ずいるような部分が最近続いて
おりますし、それこそ利用されている方が紹介をして新しい方を連れてきて利用してい
ただいている光景も見られております。指導体制ということになりますと、ちょっとその機
械のこうやってやるとこの体力がどうなるとかということまではやっていないと思いま
すけども、使い方については、困っている方には、そこに行って、どうやって使うのとい
うことがありますので、そこに出向いてその場所でこういう使い方をするんだよという
指導をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） いろいろ伺いまして、仕組みとしては、いずれのプールにしても
うららの体力増進の施設にしても、行政側として十分間口を開けているということは理解
できました。ぜひ、現在の施設というのは、多額な事業費で町民のためにつくられている
はずですから、そのすべての施設を有効的に活用することが私たち、役場の職員といいま
すか、行政に携わる私たちの責務であると考えておりますので、ぜひ私の意図するところ
は十分答弁でかなえておりますし、できるだけ具体的に取り組んでいただく。先ほど言
いましたけども、やはり3分1が高齢者です。これは何とか元気でこの施設を使ってもら
えるというのは、やはり事業効果の最大の狙いだと思っておりますので、なかなか年寄
は、私もそうですけど、わがままですし、言うことを聞かないかもしれませんが、健康
というのは、やはり痛いほどわかっていると思っておりますので、その辺の活用を積極
的にPRしていただきたい。

何もなければ終わりますけど、別にないと思っておりますけど、念をおすようなこと
がありましたらどうぞ意見を聞かせてください。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） まだ若干時間がありますから、そのプールができる時に、前町
長がウォーターパーク構想というのをづくりあげました。それは常呂川の中に水流を利用
したパークづくりという公園の壮大な計画でございました。非現実的だということもあ
りまして、あのプール構想に移っていったわけです。その時私と今、上野社会教育課長
が特命を受けまして、プールをどういうかたちでつくるんだという指示がございま
して、私と上野課長はプール、温水プールまでは反対でございました。と申します
のは、北国でその季節にあった折々のスポーツというのを奨励すべきで、4シーズ
ン、1年中プールを使うことがどうなのかという、やはり疑問もございました。当
時は学校プールの延長みたいなところで、あそこの栄町にありましたから、しか
し、これはもう町長からの特命でございま

すので、私と上野課長がテルベという名前だったか、篠路のほうに生まれてはじめてウオーターライダーなど滑って落ちてきたというか、そういう経験の中でプールをつくっていくということでございました。時代とともにプールの利用者が減ってきているし、スポーツの多様化の問題の中で出てきてるし、それから冬期スポーツにしても、いろいろなスポーツが最近でいくとカーリングも含めていろいろなことが出ている。北見市にまた新たなプールをつくるということですから、状況的には大変厳しい。それからやっぱり不必要な施設の中に先ほど総合計画の中で温水プールと歴史館があがりました。今、改めてその点でいくと10数年たってみて、我々は時代が今何を求めてきているのかということを変更して考えなきゃいけないんじゃないだろうか。それは1つは、先ほどの答弁で申し上げたとおり社会教育計画でもありますように時代の構造的な変化がもうひしひしと我々の世代、世界で起きてきている。そうすると単なる競技スポーツだけの問題じゃなくて健康の問題と社会体育というのは、どうかたちで融合していくのかということも大事な地域課題だろうと。その点でいくと今ある施設を、あるいは今やっているそういった施設を有効的に使っていくというのは課題解決にとっては健康の問題やスポーツの問題からいっても社会教育職員やあるいは福祉保健職員にとっては必要最低限の課題として私はもうこれから出てきているのではないのか。その点では、各議員さんからもご指摘がありましたように、やはり社会教育が保健師と連携しながら、地域に出かけて地域の課題を発見し、そして具体的な提案をしていくという中には、単なる施設があるから利用してくださいという状況から一歩踏み出して、講座の中に健康とスポーツを一緒になってやっていくような取り組み。それから、保健師だけに期待しても大変厳しいものが実はございます。あそこにもいますけども、なかなか日常の業務の中でかかわって事業指導だとか、器具の指導、あるいは継続的な学習活動に保健師たちが今体制としてできるかといったら非常に難しい問題がありますから、健康指導員の活用や、あるいは社会教育の専門性だとかと連携しあいながら、有効的な活用をしていきたい。

それからもう1つ言わせてもらえば、850人ぐらいの利用者がうららであるわけです。スポーツセンターのほうにも機能回復訓練じゃないですが、これは自分の体位向上とか、訓練の場所がある訳です。あそこは何人利用しているかちょっと私は把握していませんけども、使いやすさからいけば、むこうのほうが使いやすいんですけれども、利用の目的がやっぱり違っているという点でいくと、なかなかもっともっと整理していかなきゃならない問題があるのではないかと。その点でいくとこれからの社会教育計画、あるいは保健福祉計画等がありますから、やっぱり積極的に具体的な課題として、こちらからプログラムを提案する、あるいはそして一緒に教室をやる、そして健康が1つの係数的にこういうふうにしていけば解決していくという、このヘルストロンやあるいはランニング、こういった歩くものがこういったかたちで役立つしていくといういいいな講座の組み方ということも含めて必要になってくるのではないかと思います。その点でいうと議員のご指摘の点については、非常に時代を的確に把握したご指摘ではないかなと思いますので、一義的には社会体育は教育長を中心として、社会教育業務監や社会教育課長が中心に据えますし、それから保健福祉行政でいうと福祉保健課長が中心となって進めていくことでございますけども、関連して共に今言った課題に積極的に取り組む時期にきているというふうに私自身は考えておりますので、この点も長くなりましたけれども、ご理解をいただきたいと思いま

す。

- 議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。
- 2番（佐藤静基君） 質問を終わります。
- 議長（橋本憲治君） 2番、佐藤静基君の質問が終わりました。

◎散会の宣告

- 議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

- 議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

ご苦労様でございます。

明日も午前9時30分から引き続き一般質問がございますので、午前9時30分よりご参集願いたいと思います。

散会 午後 4時10分